

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 令和6年6月12日（水） 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	塚原正彦
8番	柳井哲也
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
12番	出澤大
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	水梨伸晃
16番	伊藤裕一
17番	杉森弘之
18番	須藤京子
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎

1. 欠席議員 1名

22番 石原幸雄

1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
副 市 長	鷹 羽 伸 一
教 育 長	川 村 始 子
市長公室長	飯 野 喜 行
経営企画部長	糸 賀 修
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	二野屏 公 司
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 政策企画課長	淀 川 欽 市
総務部次長兼 人 事 課 長	石 野 尚 生
総務部次長兼 契約検査課長	門 倉 史 明
市民部次長兼 市民活動課長	斎 藤 正 浩
保健福祉部次長兼 医療年金課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	石 塚 悟
環境経済部次長	藤 木 光 二
環境経済部次長兼 廃棄物対策課長	岩 瀬 義 幸
建 設 部 次 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育総務課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課副参事	滝 本 仁
庶務議事課主査	椎 名 紗央里
庶務議事課主事	田 上 洋 子

令和6年第2回牛久市議会定例会

議事日程第4号

令和6年6月12日（水）午前10時開議

日程第1．一般質問

午前10時00分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

22番石原幸雄議員から欠席の届出がありました。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

○

一般質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、18番須藤京子議員。

〔18番須藤京子議員登壇〕

○18番 須藤京子 議員 皆様、改めましておはようございます。

市民クラブの須藤京子でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

最初の質問は、人口減少時代に選ばれ続けるまちづくりに必要な地域ブランディング戦略についてであります。

今年4月24日、民間の有識者グループ人口戦略会議が10年ぶりとなる地方自治体持続可能性分析レポートを公表しました。今回のレポートでは、全体の4割に当たる744の自治体で最終的には消滅する可能性があると伝えています。2014年に公表されたレポートは、多くの自治体に衝撃を与え、全国各地で生き残りをかけ対策に乗り出しました。しかしながら、その対策は、出生率向上より若年層の転入増加策に力を注いだことから、自治体間で若年人口を奪い合う状況を引き起こしました。幸い牛久市は、消滅可能性自治体とまではなっておりませんが、こうした世情にあらがうこともできません。

では、牛久市が選ばれ続けるまちであるために何をなすべきでありましょうか。私は、これからの時代に有効な戦略の一つとして地域ブランディングを確立し、市の内外にアピールをしていくことが有効ではないかと考えております。地域ブランディングとは、地域を一つのブランドとして社会的に認知してもらうため、地域の価値や魅力を発信するブランディング戦略によって産業の活性化や地域の魅力・競争力を高めていく活動で、官民が連携・協力して取り組んでいくものであります。牛久市の持つ価値、市の強みを抽出し、市の内外に共感、共鳴、伝播させていく取組がブランディング戦略であります。

牛久市のまちづくりは、市の最上位計画である総合計画に沿って行われ、現在は第4次総合計

画の第1期基本計画に沿って推進されておりますが、現在は、第2期基本計画の策定を進める時期となっております。そこで、第2期計画策定に当たってブランディング戦略の手法を取り入れてはどうかと思った次第であります。総合計画は、全方位にわたった政策が掲げられ、どこの自治体でも通用するような内容とならざるを得ず、差別化は難しいと思います。ただ、広告の世界では、全ての人に共感されようとするのは、誰にも何も語りかけていないに等しいと言われております。市の総合計画がまさにこれに当たるのではないかと私は考えるところでございます。

では、牛久市のブランド価値はどこにあるのか。独自の価値を具体的にどんな戦略で新装させていくのか。ざくっとした流れで言えば、市の資産を抽出、棚卸しを行い、それらばらばらのブランド価値を整理し、市の強みは何かを把握し、目指すブランドイメージを明確にして、市民を中心としたステークホルダーと一緒にまちづくりをしたいと思わせるような牛久のファンを形成していく。そのために必要な取組ということになるのでしょうか。まちづくりの起点をブランディングに置くことについての見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行市長公室長。

○飯野喜行 市長公室長 お答えします。

総合計画は、市が策定する全ての計画の基本となり、まちづくりを進めていく上で最上位に位置する計画で、長期的な視点による行政運営の総合的な指針となるものであります。

牛久市第4次総合計画・第1期基本計画におきましては、第4章市民共創の第6節情報共有・情報公開・市民参画におきまして、シティプロモーションは、様々な施策の展開方向と取組内容を定めている中でも重点的に取り組む事項として位置づけをしておりますが、施策を推し進めるためには、具体的な取組内容を定める必要があります。

シティプロモーションを強力に推し進めるため市が持つ優位性をブランディングすることは、非常に有効な手段であると考えております。全世代に対し抽象的な表現で市をPRするのではなく、市のアピールポイントを明確なフレーズでどの世代に届けたいのか、ターゲットを絞ったPRが必要であると認識しておりますので、市のブランディングがプロモーション戦略のよりどころとなるよう対外的に発信する市の魅力や強みを整理し、市のブランド価値を高める努力をしてまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 職員の働く姿も一つのブランドになり得るものと考えます。市長をはじめとする職員が一丸となって牛久市の目指す将来像に向かって施策を推し進めていく姿がブランド価値を高めていくものと思われまます。職員がブランド価値を理解し、その理解を持って業務を実践していかなければ、ブランドを傷つけてしまうことにもつながりかねません。職員自らが日々どのような行動をしているのか、どのような態度で、言葉で対応しているのか、どのような思いで施策や市民サービスを考え提供しているのかという意識を持ち、職務に従事することが求められていると考えます。職員の働き方のモチベーションをブランディングに置くことについての見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行市長公室長。

○飯野喜行 市長公室長 職員が皆、市が目指すべき方向性を理解し、共通した考えの下で仕事に当たれば、ブランド価値をより高めることにつながり、一方で、職員の理解がなければ、ブランドが損なわれてしまうこともあると考えます。牛久市のブランディングが確立された際には、職員一人一人がその価値を理解し、誇りを持って市民のために働くという職員の意識の醸成に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 御答弁を聞いておりまして抜けている点があるのではないかと思います。それは、日常業務における働く覚悟、職務に対する誠実さです。市民と日常的に接する部署においては特にそうですが、職員の接遇、言動の一つ一つが市民の信頼を得ることにつながり、牛久市のブランド価値を高めていくことにつながると考えております。市長公約の一つに待ち時間ゼロが掲げられておりますが、これも牛久市役所のブランド価値を高めるものだと考えます。

しかしながら、昨今の頻発する不祥事を見れば、答弁にございました、市民のために働くという職員の意識の醸成に努めるなどという段階ではなく、変革が必要な状況だと思われます。職員一人一人が能動的に働くことができる労働環境、職場をどうつくっていくのか、市の見解を再度伺います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 窓口対応をはじめとしました市民サービスの質を向上させることは、職員として当然のことであることから、それが牛久市のブランドになるというところまで思い至りませんでした。

しかし、市民サービスの向上が市の価値を高めるという意識を職員が共有することにより、職員は、自分の接遇や言葉遣いが市全体の目標達成にどう貢献できるかをより深く理解できるようになると考えられますので、市民の皆様から牛久市の窓口対応や電話対応がよいと認めていただけるように今後も一層努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 地域ブランディングを成功させるためには、発信する情報に一貫性を持たせること、継続して行うことが重要です。また、それは、1年、2年のスパンで形成できるものではありませんし、イメージの定着には、他市との差別化を明確にした上で浸透させていく時間、手段が必要であると思われます。

その情報発信は、企業でいうところのコーポレートアイデンティティーと同様に実践していくことが肝要と言えます。「母になるなら、流山市。父になるなら、流山市」のキャッチコピーは、ターゲットを絞ったことでまちのブランドイメージを定着させ、流山スタイルを成功させました。

現在、牛久市でも様々な広報媒体を活用し情報発信を行っていますが、市のトータルイメージアップにつながるような一貫性は持っていないと思われます。これからの情報発信においては、

ブランディングを起点とした広報戦略を考えていくことが肝要で、シンボルマークやロゴデザインはもとよりブランド価値をどう視覚化していくのかに重きを置き、総体的に構築していくべきものとするものであります。

この点については、平成20年第2回定例会でも私は取り上げましたが、交流人口の増加やまちの活性化につなげるため、伝えるから伝わる広報へと戦略的に推し進めていくべきと考えます。市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行市長公室長。

○飯野喜行 市長公室長 市では、広報うしくをはじめ公式ホームページ、かつぱメール、X、フェイスブック、LINE、インスタグラムのSNS、FMうしくうれしく放送、記者会見などから情報を発信し、皆様が必要な情報を取得できる選択肢を多数提供できるよう取り組んでおります。

それぞれの媒体におきまして牛久の優れた施策や取組を戦略的にPRし、牛久のブランドや魅力を多くの方々にアピールするため、公式ホームページのリニューアルを今年度以降に予定しております。真面目に正しく伝えるという従来の自治体の守りの広報・プロモーションから、今後は、若年層にも幅広く訴求できる動画等も効果的に活用しながら面白さやサプライズを混ぜ込んだ攻めの広報、プロモーションに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 攻めの広報・プロモーションに努めていくという御答弁をいただき、大いに期待するところでございます。

公式のホームページのリニューアルの予定もあるようでございますが、これまでのホームページに掲載されている情報は、アクセスの仕方も情報量も各課によってばらばらの状況であります。これは、各課の情報をどういう形で提供し、公表するかの指針ができていないことによるのかもしれませんが、今後どういう点に留意しながら検討していくのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行市長公室長。

○飯野喜行 市長公室長 公式ホームページのアンケートでは、ページを見つけづらい、あるいは分かりづらいという回答が見られ、市民の皆様が求める情報にたどり着けないことが課題としてあります。それぞれの目的を達成するための情報へとトップページから最終的に御案内し、見つけることができるページ構成としたサイトづくりをリニューアル時の改善点と考えております。

また、ページを見つけることができた後も読みやすく理解しやすいページとなるよう、ページ作成に携わる職員の意識向上を促す庁内での働きかけも行っていきたいと思っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 今定例会の補正予算には、シティプロモーション、企業誘致に関するホームページの作成費用が計上されておりますが、どういう視点で作業を進めていくのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行市長公室長。

○飯野喜行 市長公室長 補正予算の御質問のうち、シティプロモーションについてお答えします。

これまで市が運用してきたシティプロモーションのホームページにつきましては、掲載している情報も限られており更新頻度が少なかったことから、期待された効果が得られておりませんでした。4月に組織されました営業戦略課においてシティプロモーションについての考えを整理し、市政情報や観光情報だけでなく、市の特産品を広く知っていただくためのふるさと納税情報や、牛久をロケ地として活用いただくためのフィルムコミッション情報についてもシティプロモーションのホームページに盛り込むとともに、企業誘致に関する情報についても独立したページにアクセスすることが可能となるよう改修することで多角的な視点から牛久市に興味を持っていただくため、一体での情報発信を強化してまいりたいと考えております。

なお、ドラマやCMの撮影など、ロケを誘致することによる経済効果や、ロケ地としての新たなプロモーション展開を目的として市内のロケ地情報や宿泊施設等の情報が掲載されたパンフレットを作成し、制作会社に対し積極的なPRを行うなど、フィルムコミッション事業にも力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 先ほども申しましたが、ブランディング戦略、牛久の価値をどう内外にアピールしていくのか、これの大きな力となるのが広報戦略だと思っております。その手始めになるのか、今回の補正予算で計上されておりますその新しいホームページがどのようなようになっていくのか期待しておきたいところでございます。

それでは、次の質問でございます。

ブランディングのシンボリックな存在としてのキャラクター活用についてであります。

日本各地には、地域活性化の立て役者としてゆるキャラ、御当地キャラが活躍しております。地域の持つ特色を生かし、地域住民や訪問者に親しみやすい存在として2010年頃に誕生したゆるキャラは、今現在では、まちづくりに欠かせない存在となっております。

牛久市では、現在、公式キャラクターであるラーシクと観光協会のかっぱのキューちゃんが活躍しております。それぞれのキャラクターの成り立ちや特徴は違い、使われ方も違っております。平成27年に誕生したラーシクは、キャラクターの使用条件が限定的であったことから、熊本県のくまモンのようにあらゆる分野に使われ、親しまれているとはいいがたい状況にあると思っております。ラーシク、かっぱのキューちゃん、それぞれの認知度と使われ方はどうでしょうか。また、ラーシクの使用に関する著作権契約、仕様許諾契約の内容について、その契約によって生じる活用の不便さ、課題はあるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行市長公室長。

○飯野喜行 市長公室長 お答えします。

議員御指摘のとおり、ラーシクの使用に関しましては、契約上、幾つかの制限が課せられてお

り、誰もが無料で自由に使用できるキャラクターではないため、ラーシクを活用する頻度が限られております。

認知度につきましては、かっぱのキューちゃんは、市観光協会のシンボルとして平成元年に誕生して以来、35年にわたり市民に愛されてきたほか、観光協会加盟の事業者が販売する商品パッケージに起用されるなど広く浸透していることは、議員の皆様も御承知のとおりであると思います。

一方、ラーシクは、平成27年に作者とキャラクターの使用許諾契約を締結してから9年間、市のキャラクターとなっておりますが、市が発行する広報物への使用やイベント等での活用が主となっております、キューちゃんと比較しますと、まだまだ認知度不足は否めません。

契約につきましては、作者の著作物であるラーシクを使用することについての許諾契約となっており、契約の概要としましては、作者が定めた11パターンのデザインを使用することについて、市の広報資料や封筒、名刺等については無料で使用できる一方、販売物や販売促進のため配布するノベルティー等への使用には、作成に対し許諾使用料を支払うことが定められております。これにより、例えば、特産品のパッケージや事業者が製造する商品への使用には許諾使用料が発生するため、ラーシクを使用したくても断念するケースが多く見受けられます。

また、ラーシクを市の広告塔として活用する場合であっても、あらかじめ定められたラーシクの姿形、いわゆるラーシクの姿態に市の特産品を持たせるなどの変更については、作成の許諾を得られない場合が多いため、制約された中でいかにラーシクを活用していくかが課題となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 今の御答弁の内容は、私が公式キャラクターが決まったときから指摘していた点でもあり、著作物の使用許諾契約の課題が明白となりました。そもそも二次元データとしての使用しか許可されていなかったことが、ラーシクが市民権を得なかった要因だと考えます。

現在、ラーシクのぬいぐるみとかマスコットがありますけれども、あれをつくるにも相当大変だった、苦労があったと聞いております。二次元使用しか基本的には使えないということでは、やはり市民の方に親しんでもらえる機会というのは、封筒の中にラーシクが書かれている、名刺の中にラーシクが書かれている、それだけでは、浸透するとは全く思えません。くまモンは、著作権フリーだったからこそあらゆる形で使用でき、熊本県のキャラクターになり得、キャラクター界のトップに君臨しているのだと私は思っております。これだけ課題がはっきりしている中で、では、今後どう解決していくのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行市長公室長。

○飯野喜行 市長公室長 ラーシクを誰もが自由に使用できるようにすることで露出の機会が増え、認知度の向上と、さらに市民から愛されるキャラクターとなることを目的とし、営業戦略課において作者と面会の上、著作権譲渡に関する交渉を行っております。

しかしながら、作者はキャラクター保護の観点から、たとえ有償であってもキャラクターの人格権を手放すことはできないとの強い意思をお持ちでありました。来年6月がキャラクター使用許諾契約の期限であることから、契約更新により現在のままの使用を継続するほか、更新しないという選択肢も含めて現在検討しているところであります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 契約の期限というものがあるそうですので、これは、もうこれだけはっきり課題が見えてきている中では、牛久市はどう考えるかというのを明確に示していく時期に来ているのではないかと考えております。ぬいぐるみのラーシクが「牛久河童大根」を持てるんですか。そういう状況の中では、ラーシクが牛久の公式キャラクターと言えるんでしょうか。

そこで、私は、次の提案をしたいと思います。

今の質問でキャラクターの持つポテンシャルが牛久ブランドの確立に向けた取組の中でも有効ではないかということを述べましたが、全国にあるくまモンや彦根市のひこにゃん、深谷市のふっかちゃんのように、その姿を見たらその地域がイメージできる存在へと育て上げていく必要があるのではないかと思います。そのためには、ゆるキャラという言葉をつくったみうらじゅん氏のゆるキャラの定義・条件にあるように、郷土愛にあふれ、地方の村おこし、地域振興のためのキャラクターとして地域ブランディングの方向性に合致したキャラクターを誕生させていくことが必要ではないかと考えるものであります。市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、他の成功事例を鑑みますと、市のプロモーションを行う上でキャラクターの持つ影響力は、大変大きいものであると認識しております。ブランディングにより目指すべき方向性を明確にした上で発信するコンテンツに一貫性を持たせることは、プロモーション戦略として非常に効果的なだけでなく市のイメージアップにもつながるため、プロモーション戦略による取組の象徴としてキャラクターを活用することが望ましいと考えております。

そのためには、キャラクターの使用制限に関する課題を解決することや、市のブランディングに合致した新たな広告塔としてのキャラクターを市民参加の下に誕生させることに大変大きな意味を持つものと認識しておりますので、それぞれのメリットを検証し、早急に結論を導けるよう取り組んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 ただいま市長から前向きな御答弁をいただきました。

そういう御答弁をいただいた後でこれまた大変恐縮なんでしょうけれども、副市長は、3月まで県に在籍されておりました。御存じのように茨城県は、魅力度ランキング最下位という状況がずっと続いておりました。県民にとっては大変住みやすい、すばらしい県であるにもかかわらず、この魅力度ランキングというものの指標が茨城県のような地域性には合わないために、それに点数を上げるだけの要素がなかったために、この最下位ということになっているんだとは

と思いますが、それにしても、こうした最下位から脱却ということで、大井川知事は、観光資源をはじめとして様々な取組をなさってきておられたと思っております。そうしたお姿を間近で副市長は御覧になっておられたのではないかと思います。キャラクターをはじめとして牛久の持つポテンシャルをどう上げていく、そのために有効だと思われるもの、その辺について、これまでの経歴の中で考えられることがあったら御答弁いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 鷹羽伸一副市長。

○鷹羽伸一 副市長 お答えいたします。

牛久市というのは、言うまでもなく都区近郊の住宅地帯として発展してきた歴史があり、そういう中でひたち野うしくという割と比較的新しい住宅地もあってという歴史を有する中で、牛久大仏、それから牛久シャトーという本当に唯一無二の資源を有している地域であります。県を代表する施設というだけでなく、牛久シャトーなどは日本遺産にもなっておりますし、牛久大仏などは世界一の高さを誇るという、まさに本当に唯一無二の施設であろうと思います。ポテンシャルとしては、本当に無限の可能性があると見ておりました。そういった意味で、オリンピックの聖火リレーのときもその２つの施設を通りましたし、クルーズ船の寄港地としても一番に名前が挙がるぐらいの代表する施設であると考えております。

そのように無限の可能性がある中で、これからどうこれを磨き上げていくかというのは、まさに本当にこれからの課題ではございますけれども、一つは、単体の施設だけでなくいろんなものと組み合わせていくというのが磨き上げの一つの方向なのかと思います。その都市の持つ文化ですとか歴史、あるいは伝統とその施設を組み合わせしていく。あるいは、そのほかの施設、市の有するほかの資源と連携していく。そういった形で、施設単体よりも相乗効果として観光資源、それからブランディングとしての磨き上げをやっていくというのは、一つの方角なのかと思います。そして、その上でブランディングしたものをどのように情報発信していくか、この余地もまた無限大であろうかと思います。そういったのをまさにこれから市として努力してやっていきたいと考えております。

可能性という意味では、一つのエピソードを申し上げますと、３０年ぐらい前に国から県に派遣で来ておりました、出向しておりましたマエダさんという副知事が着任したときに、議会の答弁の中で茨城県の可能性を聞かれたときに、午前８時の太陽であるという答弁をされました。それは、まさにこれから日が昇ろうとしていくということを捉えて茨城県の持つ可能性を表したものであると思います。私は、まさに牛久は、これから日が昇ろうとしている太陽と言ってよろしいかと思います。そういった無限の可能性を磨き上げていくのが我々の仕事かと思ってこれから取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○１８番 須藤京子 議員 御答弁ありがとうございます。そうした大きな牛久市の可能性について御発言いただいた、御答弁いただいた後で、これまた小さくなって申し訳ございませんが、

キャラクターの問題につきましては、やはりこれは、今、副市長で今までの牛久の流れというのはあまり御存じない中にいらっしゃる、だからこそ解決できるところが、希望が見いだせるのではないかと反対に思っております。新しい価値をどう高めていくのかといったときに、その一つの大きな戦略の柱となるようなキャラクター、それを、今までの考えの中で市役所というのは、今までの流れを踏襲するのが大体セオリーになっている。そこに副市長のようなほかから来た方の視点を入れるということで変えていく大きな力になると思いますので、新しいゆるキャラの創造・誕生にぜひお力を副市長にもお貸しいただきたいと思ひまして、この件は終わりにしたいと思ひます。

次に、２番目の介護等の福祉サービスを支える人材の確保策について。

介護事業所、障害福祉サービス提供事業所の人材確保を支援する取組についてを質問いたします。

まずは、介護等事業所の状況把握や課題抽出、解決する仕組みについてであります。

介護や障害福祉などの福祉サービスを支える福祉人材の不足は、牛久市に限った話ではなく、全国各地で深刻な問題となっております。昨年１０月２４日のＮＨＫの番組で「障害者福祉の現場 深刻化する人手不足は命に関わる問題に」と題した放送がありました。人材不足の状況は、様々な理由により人員配置基準を満たすことができず、施設定員の見直しや利用者の一時停止に陥るケース、また、人員基準はぎりぎりでは何とかシフトは組めるが綱渡りの状況で、職員の体調不良で事業運営が困難になるという状況・ケース、職員の人数は足りているが、職員の力量や勤務のバランスが悪くリーダーに負担がかかり、状況によっては一気に職場が回らなくなるケース、新人が採用できず事業の継続性に問題が生ずるケースなど様々であります。

牛久市でも人材不足から在宅系に配置していた職員を施設系に集約したことにより、障害福祉サービスの利用がしにくくなったという声が寄せられました。また、介護保険サービス提供の事業者からは、誰かいい人がいたら紹介してくださいとお願いされることもしばしばです。市としては、福祉サービス提供事業所の職員配置状況についてどのように認識しているのでしょうか。

また、市には、介護や福祉サービス提供事業所の人員配置などの現状について把握できる体制があるのか。事業者から人材確保策についてどのような声、相談が寄せられているのか。

また、個々の事業者の置かれている状況を把握し、共通する課題を抽出し、解決へと導いていく仕組みがあるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 お答えします。

福祉サービス提供事業所の職員配置状況につきましては、介護サービス提供事業所の場合、市が指定権限を持つ地域密着型サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所及び居宅介護支援事業所につきましては、各サービス事業所における人員配置基準を満たしているかどうかの確認を行う必要があるため、市が定期的に行う実地指導の際に勤務形態一覧表、雇用契約書などにより確認をしております。

一方で、訪問介護事業所など茨城県が指定権限を持つ介護サービス事業所については、県が人

員配置基準を確認しております。

また、障害福祉サービス提供事業所の場合については、事業所の指定権限は全て茨城県が持っており、人員配置基準の確認を行っております。

次に、人員に関する事業者からの相談につきましては、サービス提供に対する報酬等に関することがほとんどで、単に人材確保策についての相談は、現在のところございません。事業所へ人材確保策について確認したところ、ハローワークへの求人や事業所のホームページ、新聞折り込み求人紙への掲載や人材紹介サイトへの掲載等、事業所ごとに様々な工夫をしているとの回答がありました。

一方で、議員の御指摘のとおり、人員不足から事業所内での配置替えをせざるを得ない状況もあることも聞き取っております。サービス提供の業態が異なり、必要な人員配置基準や運営法人の考え方もそれぞれ異なることから、人員確保についても抱える問題は様々であります。市では、これらの個々の事業所の置かれている状況について把握し、共通する課題を抽出し、解決していく仕組みは、現状ではございません。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 牛久市に置かれている事業所は、まだまだそこまで逼迫していないということから、市にも相談が行くということにはなっていないのかもしれませんが。市に相談するということは、経営状況が明らかになるという点から見れば、なかなか腹を割った相談というのでできないということはあると思います。しかしながら、この人材不足というのは、9期、10期の介護保険事業の計画を立てていく中では、重要だと思っております。

全国の市町村の中には、市町村が介護人材確保の取組を進める上で人材確保施策を体系的に検討・実施するためにプラットフォームを設けているところがあります。具体例としては、武蔵野市では、地域包括ケア人材育成センターを設立し、市からの委託事業として介護職員初任者研修、認定ヘルパー養成研修などの人材育成、認知症支援研修、潜在的有資格者復帰研修、喀たん吸引等研修などの研修相談事業、管理者・経営者向けの事業所・団体支援事業を行っております。また、アンケートを通じて事業所の状況を把握し、課題抽出、施策検討、介護保険事業計画へ反映させていく事例もあります。

牛久市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画第9期改訂版には、介護職人材の確保が示されておりますが、その内容は、現在の人材不足を補う対策が講じられているとは言えない状況であります。牛久市の現状では、先進事例として取り組まれているような事業は必要ないとお考えなのか、見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 介護職人材の確保は、国・県・市とそれぞれの規模に応じた施策を実施しております。国では、処遇改善加算の拡充、茨城県では、地域医療介護総合確保基金を活用した事業の実施、介護のしごと普及啓発冊子の作成、本市では、今般の牛久市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画第9期改訂版に記載しております。地域介護ヘルパー養成講座の開催や主任ケアマネジャーの推薦などを実施してまいります。

また、今年度は、茨城県の委託事業を受けた県社会福祉協議会の福祉人材センターが行う介護助手養成講座「ちいきの助っ人」の略である「ちいすけイバラキ」への後援を予定しております。この事業は、介護助手という介護専門職のサポート役として利用者の体に触れない業務の担い手を養成するものです。養成後は、介護事業所における介護専門職が専門業務に専念できるよう介護現場のサポートを行うことで事業所内の生産性の向上が図られ、介護職員の負担軽減、それに伴うサービスの質の向上と、また、地域の多様な働き方を創出できることが期待できると考えております。

市としては、今回のような事業後援など市内で介護人材確保事業を実施していただけるよう、積極的な支援や介護人材の確保に関する情報の発信などを実施しながら、国の処遇改善加算の効果や県での基金活用事業の効果などを踏まえ、今後の動向を注視してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 第9期改訂版にある地域介護ヘルパー養成講座の開催が言及されております。これは、広義で言えば、福祉人材の層を厚くするものと言えるかもしれません。今お話のあった県の事業である「ちいすけイバラキ」の取組も同様なものでしょうか。

しかしながら、こうした養成講座は、往々にしてその後どういう形で活躍してもらうのかについては、全く我関せずというのが実態で、これまで牛久市でも社会福祉協議会が一家にひとり地域ヘルパー養成研修を開催していますが、終了後は、自分たちで介護施設等での活動につないでいってくださいという状況にあります。今の時代、様々な形のマッチングアプリが活用されております。こうした手法を用いれば、講座修了生と介護施設等とのマッチングが可能となると思うのですが、いかがでしょうか。見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 これまでも地域ヘルパー養成講座の受講者に対しまして市内の事業所の一覧は提供しておりましたが、事業所ごとに必要とするボランティア活動の内容や人数など、より具体的な情報を提供するなど、いま一度、情報の提供方法を見直し、需要側と供給側がマッチングできる仕組みを検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 ただいまのは、直接的な福祉人材の確保というところまでは至っておりませんが、それにしても、その周辺をサポートする人材も厚くしていくという面では大変貴重だと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、介護職員確保のための助成制度の創設についてであります。

市内には、介護資格を取得するための講座を開催している事業所が1か所ありますが、昨今のこうした事業所の経営の難しさが取り沙汰されている状況を鑑みますと、ますます福祉人材の確保の難しさが際立ってくると思われます。現在、医療・介護の資格取得を支援する制度は幾つかあります。独り親の方を対象とする高等職業訓練促進給付金、また、雇用保険関係では、教育訓練給付金という制度があります。しかしながら、これらは、資格取得後の就労先は自由であるた

め、給与等の好条件の地域に流れていくのが普通のようにあります。

一方、流山市のように介護職員養成研修受講費を助成している自治体もあります。対象となる研修は、介護職員初任者研修、実務者研修、生活援助従事者研修、喀たん吸引等研修の４種類ございまして、対象の要件は、市内在住で市税の滞納がなく、受講料の支払いを完了し、他の公的制度からの補助を受けていないことや、市内に所在する介護施設等に雇用され３か月以上継続して就業していることが挙げられます。流山市は、「母になるなら、流山市。」といった若い世代を中心とした誘致を行っている一方で、こうした事業も進めております。柏市でも同様な助成を行っています。ただ、居宅介護における同行援護や行動援護のような障害福祉サービス提供に必要な研修に対しては、助成をしていないようです。

現在、牛久市の介護保険認定率は、県内でも低いほうと言えますが、団塊世代全員が８０代となる５年後には、この認定率はどうなっているのでしょうか。介護予防事業の充実はもとより、介護保険１０期、１１期に介護難民を出さないために、障害のある高齢者の福祉サービスの安定的提供のためにも備えが必要で、各種研修への助成は必要ではないかと考えるものですが、市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 市内の介護事業所における介護人材の確保という点に関して市で具体的な事業を実施する構想は、現在ございません。しかしながら、御承知のとおり、牛久市は、介護報酬及び障害福祉サービスの算定に係る地域区分について４級地という国の基準にのっとった運営をしておりますので、事業所が同じサービスを提供した場合に受け取ることができる報酬額が県内他市町村の中で一番高いという状況にあります。

また、流山市の養成研修受講費助成制度については、財源の７５％は千葉県からの補助金、２５％は市の一般財源により賄われているということで、有効な取組であると考えられる一方で、茨城県においては類似の補助制度がないため、他事業との優先順位を意識する必要があると認識しております。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○１８番 須藤京子 議員 御答弁の中で、介護報酬に係る地域区分が４級地ということで、５級地である水戸市や龍ヶ崎市、つくば市よりも介護報酬単価の上乗せが高い地域ということが分かりました。これは、事業者にとっては、従業員の処遇改善や安定的な経営に寄与するものであると認識いたしましたが、これが介護人材の市外流出の抑止につながる可能性というのはどうなんでしょうか。

ただ、様々な業種での人材不足が言われている中で、介護という職種が置かれている状況、介護を勉強した人が、重労働の割に低賃金だからと他業種に流れていく現状にどう歯止めをかけていくのか、福祉人材の積極的な確保について検討すべきだと思います。市の単独が難しいようであれば、千葉県のように茨城県もこうした補助金制度をつくるよう提案していくことについてはいかがでしょうか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 本市では、7期計画より地域区分に係る経過措置を継続せず、国の基準どおり4級地という本来の地域区分を採用しました。その背景には、市が本来の報酬を算定できるようにすることで、経過措置を取った場合に比べ市の負担は大きくなりますが、事業者による介護サービスがその報酬に見合う質の高いサービスにつながるようにという、そういう思いがあるからです。

また、千葉県のような補助金制度の創設については、茨城県に対しまして機会を捉えて要望してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 ぜひとも県への働きかけは、よろしくお願いをいたします。

それでは、最後に、最期までその人らしい生き方と逝き方を支える仕組みづくりについて伺います。

この質問は、最近テレビや新聞などで取り上げることが多くなった、身寄りのない高齢の方が最後まで住み慣れた地域でその人らしい生き方を貫くことができる体制を自治体としてどう整備していけばよいのかを問うものであります。

この問題は、つい先頃、6月10日のNHKの番組「クローズアップ現代」でも取り上げておりました。番組では、昨年、全国で159万人を超える方が亡くなるという多死社会にあって、引取り手のいない遺体への対応が自治体では大きな課題となっている、そうした実態、課題とともに、単身の高齢者が自分の死後について決めておく取組をしているというところも紹介されておりました。

この問題につきましては、昨年の第4回定例議会で同僚議員が取り上げておりましたが、私の元にも当事者、介護事業者、金融機関の方から、それぞれの立場から御意見を寄せていただいております。

4月12日に厚生労働省が公表した日本の世帯数の将来推計では、2030年をピークに世帯数は減少し、身寄りのない高齢者は、2040年には高齢者世帯の3分の1に上ると試算し、今後20年で倍増するということを伝えております。現在、国でも身寄りのない高齢者が抱える困り事を社会問題として捉え、入院する際の身元保証人や認知症の人の権利擁護、亡くなった後などについては、まさに政治問題として寄り添わなければならない課題であるとして、支援体制の整備に向け検討が進められているということでもあります。

国がこうした段階であることから、市町村では、体系的な整備ができていないとは思いますが、医療や介護の現場、日常生活でも既に起きていることから、それぞれの場面における対策を伺いたいと思います。

まずは、医療・介護の現場での身元保証についてであります。

昨年の第4回定例議会の一般質問では、入院時の市内の実態、介護施設への入所時の状況は知ることができました。しかしながら、身元保証人がいないことで生ずる問題への対処については、現状を変えていく姿勢は示されておりました。

では、身寄りのない方の身元保証に関する現状について、市としては、今後は、何もしないということなののでしょうか。身寄り問題を回避するための事前の備えについては、自己責任論で片づけてしまう社会であってよいはずはありません。

それでは、まず、包括支援センターには、こうした問題への相談は、寄せられていないのでしょうか。現状では、こうした事態に何らかの形で関わりを持ったケアマネジャーや医療機関スタッフ、生活保護のケースワーカーなどが業務外で、かつ無償で支援を提供せざるを得ない状況が起きているということを聞いております。

こうした事態に、身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン及びガイドラインに基づく事例集が厚生労働省のホームページで紹介されております。身寄りのない人の支援は、家族や親族等の有無も含め住民票や戸籍での確認が必要であり、成年後見制度等の利用の有無もその後の対応からすれば必要となってくることから、民間事業者では限界があると思われます。介護保険サービスを提供している事業者は、判断能力が衰えてきた方の支援をどう判断すればいいのか、契約をどうすればいいのか、考え込む状況が起きているということを私も聞いております。

自治体の中には、身寄りのない高齢者等を対象とした生活安心サポート支援の仕組みをつくり、検討し、市営住宅に入居中の方への見守りや相談、死亡後の事務処理などについて支える体制をつくったり、国のガイドラインを基に、支援に関わる機関のための支援ガイドラインの作成を行ったりしているところがあります。既に同僚議員の答弁にガイドライン作成の見解は示されておりますが、牛久市でも取り組むべきと考えるものです。市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 医療・介護の現場での身元保証については、議員の御質問の中でも触れられておりましたが、昨年、第4回定例会で、病院においては治療が最優先であり必須ではないこと、保証人のない患者の受入れに関しては、医療の必要性があれば受け入れ、一旦は必要な治療を行った後に市役所や地域包括支援センターと相談するといったこと、特別養護老人ホームにおいては、保証人がいない場合は、基本的には受け入れていないことを答弁いたしました。また、身寄りがいない人への支援ガイドラインについては、入院時の手続、金銭管理、死後事務など、場面ごとに記載されていて読みやすいつくり方であったことを答弁いたしました。

議員御質問の身寄りのない高齢者等を対象とした生活安心サポート仕組みづくりについては、市の導入はございませんが、高齢者にとって身近な存在である地域包括支援センターが安心できる生活支援を積極的に進めていけるよう、「わたしの手帳」の活用をはじめ、成年後見制度の積極的な利用や社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業などと連携することで、金銭管理の不安解消や死後事務への対応支援を行ってまいります。

最近、新聞報道にもありましたが、頼れる身寄りがいない高齢者の様々な日常生活上のお困り事や死後対応について、これまで動きのなかった国が新制度の検討を始めているという記事も目にしておりますので、多死社会への備えとして全国的な問題として捉えられてきたことを踏まえ

つつ、既存の制度を活用しながら国における新制度創設の動向を注視してまいります。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 現在の段階では、既存の制度を活用するしか手はありませんけれども、一つガイドラインの作成ということであれば、何とかいろいろな情報を整理することにもつながりますし、できるのではないかと考えるところでございますが、これは、今後の課題として捉えていきたいと思っております。

それでは、次に、通院・買物支援、金銭管理などの日常生活支援についてであります。

日常生活における支援では、通院や買物支援、日常の金銭管理など、生活する上での困難が生じた際の支援も、介護保険サービス利用者であればケアマネジャーが対応したり、民生委員から地域包括支援センターに相談が寄せられたりしていると思われまます。ある金融機関の方からのお話では、窓口に来ることができない顧客に対して、自宅に出向き、口座からの引き出しに応じたという経験をしているということで、金融機関としても、今後増えるであろうこうした状況にどう対応するか考えていかなければならないとその方はおっしゃっておられました。高齢者の権利を守る取組の多様さに私はびっくりしたところでございます。

牛久市では、日常金銭管理をサポートする日常生活自立支援事業が実施されておりますが、成年後見への変更をどういう段階で行うかは、事前に本人と協議することが望まれるものの、なかなかそうした備えはできていないようでございます。また、成年後見制度の煩雑さは、なかなか理解しづらいもので、丁寧な協議が必要となります。

しかしながら、市では、社会福祉協議会に設置されている成年後見センターが、今年、廃止に追い込まれました。福祉サービス利用援助事業や法人後見事業、中核機関委託事業は実施されておりますが、身寄りのない方が自分の意思で判断することが難しくなってもその人らしく暮らしていける体制をどうつくっていくのか、市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 通院や買物支援などは、訪問介護サービスによりホームヘルパーができて得る範囲内において行うことができます。金銭管理については、日常生活自立支援事業と成年後見制度が挙げられます。高齢者御自身の判断能力について、日常生活自立支援事業からどの時点で成年後見制度へ切り替えていくかの判断については、明確な基準がないため関係者も苦慮しているところでございます。特に議員御指摘の成年後見制度の煩雑さや、名称が制度の内容をイメージしにくい点につきましては、本人の意思決定支援のための必要な制度であることを繰り返し周知すべく、「うしくW a i ワイまつり」などイベント時に広報活動を実施してまいります。

また、成年後見のネットワークの話し合いの中で、成年後見をいかに身近に感じてもらえるかについて金融機関や病院とも連携を図っていく方策を検討しております。繰り返しになってしましますが、このように既存の事業を活用しながら国の検討する新制度の動向を注視してまいります。

平成23年度より社会福祉協議会が自主事業として設置してきた牛久市成年後見サポートセンターが、日常生活支援自立支援事業と法人後見・法人後見監督業務を残し廃止するという状況に

なりました。しかしながら、これを悲観的に捉えることなく、牛久市における権利擁護の中心的役割を担っていく存在として、これまで培ってきた地域づくりのノウハウを駆使しながら高齢、障害、子供といった分野を束ねる福祉の総合拠点を目指すといった次の段階へ進めるための過程と捉え、本市の福祉行政が前進していくよう支援してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 18番須藤京子議員に申し上げます。質問時間が残り少なくなってきましたので、簡潔にお願いします。

須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 最後の質問になります。

家族が担ってきた人生の最終段階における医療ケアの決定プロセスと葬儀などの死後事務についてでございます。

日本の福祉は、家族が支えてきた長い歴史があります。厚生労働省が平成30年に改訂した人生の最終段階における医療ケアの決定プロセスに関するガイドラインでも、本人が自らの意思を伝えられない状況になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて本人との話合いが繰り返し行われることが重要であるとして、家族の関わりが想定されております。

しかしながら、2000年の介護保険制度の導入以来、福祉サービスは、措置から契約による利用制度へと変わり、全てを自分で判断することになりました。介護保険上では、高齢者が重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、そうした支援する地域包括ケアシステムが構築され、地域包括支援センターがその役割を担っております。高齢者の困り事は、この地域包括支援センターの個別会議で協議され、そして、地域ケア会議がこれらの個人の個別会議で出された課題を抽出し、地域全体に広げていく、そうした作業を進めることとなっておりますが、牛久市の現状はどうでしょうか。地域包括支援センターでの個別会議の事例は、どのように集積されケア会議に生かされているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 地域ケア会議は、介護保険法第115条の48第1項に規定されており、高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくこと並びに地域課題を地域づくり及び政策形成に結びつけ、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を策定する目的で設置しております。

本市における地域ケア会議は、二層構造となっております。

1つ目は、介護支援専門員が対応している個別ケースについて、その支援内容を医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、保健師などの多職種協働で検討していくという地域ケア個別会議がございます。

2つ目は、個別会議で検討した中から、共有された日常生活圏域ごとの地域課題についてほかの圏域と同様の課題が見られた場合に、政策形成によって課題解決を図ることを目的とした地域ケア推進会議がございます。

個別会議は、地域包括支援センターに委託し実施しております。地域ケア推進会議は市の実施

となりますが、いまだ開催したことはありません。

御質問の地域ケア個別会議が機能しているかどうかにつきましては、個別会議による多職種協働の検討がなされていることから、個人の生活支援の点においては機能していると認識しております。

一方で、推進会議が開催されていない現状をどのように捉えるかという課題もあります。原因といたしましては、圏域ごとの地域課題が個別会議から共有されていないことが挙げられます。個別会議の開催が毎年年間4回と固定化されており、実績が少なく、課題を共有するに至っておりません。いま一度、地域包括支援センターと共に個々のケースに対する会議開催の回数や評価方法等を見直し、これまで真にほかの圏域にも共通する地域課題が共有されなかつただけなのかどうかについて確認してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 地域ケア推進会議が一回も開かれていない、これはそもそも個別会議のほうでの問題点もあろうかと思います。その点をしっかりと、問題点、問題意識を持って地域全体に包括ケアを推進していく、そういう体制を整えていただきたいと思います。

それでは、死後事務についての質問に移ります。

死後事務とは、亡くなった後の葬儀や家財の処分、行政への届出などの手続で、最近では、死後事務を引き受ける団体、事業者が増えてまいりました。日本総研が令和5年度に実施した身寄りのない高齢者の生活上の多様なニーズ、諸課題等の実態把握調査によれば、自治体は死後事務について経験がない割合が高く、死後事務委任契約を結んでいる事業者であっても実際の経験は少なく、自治体は守備範囲を超えた支援を提供せざるを得ない状況であると推察できると分析しております。

先ほど申し上げたクローズアップ現代の番組でも、親族が知らない間に火葬されるなどのトラブルが起きていたり、引取り手のいない遺体への対応が課題となっていたりする自治体の実態が報道されておりました。

牛久市でも超高齢多死社会へと向かうことが明白な現在、そうしたニーズにどう備えていくかを考えることは重要であると考えます。全国各地の社会福祉協議会では、高齢者が安心して生活が送れるよう事前に預託金を預かり、希望の内容に沿った葬儀や家財処分、定期的な見守り等を行う「ずーっとあんしん安らか事業」という事業に取り組んでいるところがあると新聞報道も伝えております。牛久市でも、社会福祉協議会が行うかどうかは別といたしまして、市としてこうした取組について進めていくお考えはあるかどうか、見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 身寄りがいない高齢者が亡くなった後の葬儀など、いわゆる死後事務については、事前に死後事務委任契約を締結しておく必要があります。その契約の締結先の一つとして、名古屋市、福岡市、高知市などの社会福祉協議会が取り組んでいるサービスがあることは承知しております。事前に預託金を社会福祉協議会が預かり、葬儀、家財処

分等のサービスを行う事業の内容ですが、現時点では、市社会福祉協議会での実施について構想はないと聞いております。

成年後見のみにとどまらず、広い視野と将来の社会構造の変化に対する備えから先行して実施している全国社会福祉協議会の活動は、見習うところが大いにあります。牛久市においても社会福祉法人である強みを生かし、将来的に社会福祉協議会による実施ができないか関係者と協議を進めながら、ほかの自治体の状況も調査研究してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 これは、これからの問題ということになるかと思います。牛久市の場合は、かなり優良な住宅が住宅政策の下、推進され、人口が多くなってきた土地柄か、家族関係が割合良好な方というのが多いように見受けられます。そうしたことから見ると、身寄りのない、いらっしゃるんだけどもまだまだ見えていないという状況かと思います。ただ、社会福祉協議会もそうですが、誰一人見逃さないと言っておりますので、そうしたことを実践していくためには、多くの場合はこうしたサービスが必要でないとしても、牛久市としては、身寄りのない高齢の方をどう支えて最期までその人らしく生きるか、そうした体制を整えていく必要があると考え、今後もこの問題に注視しながら、私もそれぞれ自分の活動もございますので、その中で提案してまいりたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で18番須藤京子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

午前11時15分休憩

午前11時25分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、10番大森和夫議員。

〔10番大森和夫議員登壇〕

○10番 大森和夫 議員 皆さん、改めてこんにちは。

日本共産党大森和夫です。どうぞよろしくお願いいたします。

今年1月の能登半島地震が発生し、はや5か月たちました。新年早々の能登半島地震、日本国民全員が大変驚き、お正月ということで大変だったと思われます。全国からたくさんの支援とボランティアが集まり、全国の自治体職員や国民の皆様が復興作業のサポートをし、大分復興も進んでおります。ただ、まだまだ個人宅へは水道が接続ができていないなど、なかなか復旧が遅れている状況だと思われます。そういう状況もありまして、最近も多数地震が発生しておりますが、全国民、この牛久市民の防災意識も改めて高まって、関心が高くなっている状況かと思われます。

そういう中で、お正月という寒さの中で能登半島の避難所の冷暖房のエアコンの問題は、テレ

び報道を見て牛久市民の皆さんも大変心配しておりました。牛久市においても体育館とかの二次避難所での避難はどうなるのか。そういうところで市内の小学校、中学校の体育館のエアコンの設置状況については、私を含め３月議会で質問をさせていただきました。残念ながら市内の小中学校の体育館までは、エアコンは設置されていないという回答をいただきました。そういう中で、私も今年３月、来賓として参加しました下根中学校の卒業式では、断熱設備もなく暖房もない大きな体育館で、やはり入室して３０分で寒さがお尻から伝わってしびれる大変厳しい状況でした。また、翌週も来賓として参加させていただきました中根小学校の卒業式でも、そこでは灯油式の大型暖房機がありましたが、換気のため窓が全部空いていて、風も吹き抜けて、これも大変厳しい状況でした。

災害時の避難先としての体育館、市民は冷暖房の設置を強く望んでおります。そして、市民の皆様をはじめ生徒が授業やイベント、スポーツ参加で体育館を利用している、こういう中で冷暖房設備がないということでは、熱中症や各種のそういう体調管理に問題を来す、けがに発展する、病気に発展するという状況になっているかと思われます。そういうためには、断熱工事、冷暖房工事が早急に必要かと思われます。早急な断熱工事と冷暖房設備の設置、ときに緊急だと思われます。そこで、小学校、中学校体育館の冷暖房断熱工事計画について伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

昨日の水梨議員にもお答えしておりますが、体育館の空調整備においては、断熱性を採択要件とした文部科学省の補助制度や総務省の緊急防災・減災事業債を活用する方法がございます。

しかし、体育館の多くは、空調設備を設置することを前提に建築されていないため、断熱性能が低く、空調整備には、断熱性の確保を含めて多額の費用が見込まれると考えております。また、設置後１５年以上経過した校舎の空調設備について、財政負担を軽減するため、工事は平準化を行い、９年間に分けて取り組んでいるのが現状です。

限られた財源の中、児童・生徒の健康と安全を最優先に考えますと、まずは、校舎の空調設備を最新のものに更新することが喫緊の課題であると考えているため、体育館の空調設備の優先度は、低くならざるを得ない状況となっております。現状では、体育館への整備は計画されていないところですが、今夏の気温などの状況を見ていきながら、空調整備について先進事例を研究するとともに国の補助事業等の動向を注視してまいります。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○１０番 大森和夫 議員 ただいま市長から答弁いただきました。昨日も水梨議員への答弁をいただいておりますが、財政状況、緊急度で早急な工事は求められていると思います。

５月２３日付の茨城新聞の１面にも県内の小中学校の体育館での空調設置が１割の記事が載っております。県内の各自治体がそういう状況の中で工事計画を模索していると思います。

次に、補助金の有効活用についてでございましたが、市長も御答弁いただきましたが、教育と防災関連の補助金も２０２５年度まで限定となっている部分もあったり、今後は、国の動向や動きもありますが、今年１月の能登半島大地震の影響もあり、今後、政府も延長を検討せざるを得

ない状況かと思われます。補助金の有効活用について伺います。

公共施設の老朽化と施設整備計画、財政状況もありますが、緊急性は、体育館も高いと思われます。早急な計画実行を要請いたします。現在ある国の補助金は、2つあると思われます。

第1に、文部科学省における学校施設環境改善交付金と、プラス地方債では、通常の補助率が3分の1のところを2023年から2025年度の3年限定で割増しとなっております。体育館が、補助率3分の1のところを2分の1に、対象は小中学校、特別支援学校、幼稚園などで、400から7,000万円の空調断熱工事が含まれます。さらに、防災・減災国土強靱化緊急対策事業債を地方負担分に充てることができるようになっており、これも来年2025年度までであります。今後、延長の可能性は大きいかと思われます。この制度については、充当率は100%で、元利償還金に対する交付税措置率50%で、実質、地方自治体の負担が25%となっているものです。

もう一つの緊急防災事業債の場合は、地方単独事業で行う防災・減災対策に充当できる地方債制度で、空調設備だけでなく様々な防災事業に幅広く活用できます。総務省では、空調設備に断熱要件はなく、ここで行う場合は、断熱工事も対象になると回答しております。

この2つでは、文部科学省の学校施設環境改善交付金プラス地方債が5%有利になっております。2025年までの残り1年で延長の可能性も大きいと思われますが、早急な工事見直し実施をお願いいたします。建設工事の増加による業者と従業員不足で建設業者対応もままならない全国的な状況ですが、早期実施、補助金についての考えを伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 再質問にお答えいたします。

この件に関しまして、総務省、文部科学省の補助金という話が昨日から出ておりますが、これは、補助金があるから使えという話じゃなくて、当てはまるものに対しては補助金を使っていくというのは、これは当たり前の話なんです。ですから、わざわざこういう補助金があるから、その補助金が有利だから工事したらどうだという発想にはならないんです。先ほど答弁で申し上げているとおり、避難所という観点からしてみれば、おっしゃるとおりなのかもしれませんけれども、学校、子供たちが勉強する場として今の教室の空調では能力が劣っているから、そちらを先に修繕するということで優先順位をつけたわけですから、それに対しましては御理解いただきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 市長の優先順位の回答は、まずは教室のエアコン更新という回答をいただきました。ただ、体育館の第2避難所、先日の原発の避難者の受入れや市民の原発の避難に対する避難所の対応についても、今後、体育館も、いついかなる場合でも、東海第二原発の影響など不測の事態が発するかと思われます。ふるさと納税の増加や財政調整基金の取崩しなど、いろいろと昨年来から検討の状況等は申し入れておりますが、さらなる検討を要請しまして次の質問に移ります。

次に、小・中学校の不登校の人数、対策、実績について伺います。

不登校の数も、ここ４年間、コロナウイルス感染拡大の影響で増加し、人口流入が増加した茨城県つくば市を中心に増え続け、茨城県が、不登校数が日本一と言われています。

一方で、政府、文部科学省においては、１か月以上の不登校にこだわらず、多様な方法で生徒との連携を強化することが求められています。

そういう点で、第１に、令和５年度の小中学校学校別不登校の人数を分かる範囲で回答いただきたいということと、学年別の数、過去７年の経過ではどうなっているのか。

また、対応した項目の内訳です。不登校の人数、そういう点で、学校なり学校サポーターが不登校の方に接触できた件数、できない件数、それぞれ事由別とか統計上、どのような状況か伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 令和５年度に３０日以上欠席した不登校児童・生徒数は、小学校が７８名、中学校が１２４名、計２０２名となっております。学校別データは公表してございません。

それから、学年別の人数ですが、小学校は、１年生が４名、２年生が３名、３年生が１０名、４年生が１５名、５年生が２４名、６年生が２２名です。中学校は、１年生が３３名、２年生が４５名、３年生が４６名です。小中学校とも学年が上がるごとに増えています。男女別のデータは公表しておりません。

過去７年の不登校の原因についてお答えいたします。

原因の項目については、調査年度によって多少変更がございますので単純に比較はできませんが、過去の年度の原因を、令和５年度の項目に当てはめて主な原因を挙げると、無気力、不安が一番多く、生活リズムの乱れ、遊び、非行、それから親子の関わり方という原因が続いております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○１０番 大森和夫 議員 回答の中で、小学校低学年から中学に上がるにつれて不登校の数が増えているという現状が認識できました。また、原因についても数は出ておりませんが、無気力、不安、リズムの乱れ、遊び、非行、親の関係とかを伺いました。そういった不登校の関係では、テレビ報道等、マスコミ報道でもございますが、親の負担も大分増えているということと、学校もなかなか連絡がつかない状況という報道もいろいろ聞いております。

そういう中では、現在、不登校児に対する健康診断が一番、子供はあまり病気にならないと言われておりますが、やはりそういう中でも病気を突発したり、不明な熱が発生したりという点もありますが、そういう点で、現在、健康診断について不登校児に対する施策か対応をしている状況について、分かっている範囲であればお答え願いたいと思いますが。

○諸橋太一郎 議長 答弁を求めます。川村始子教育長。

○川村始子 教育長 報道等で不登校の子が健康診断を受けられないという、横浜だったかと思うんですが、そういう事例が出てきているやに聞いております。ただ、牛久市においてそういう

不便を感じている等については、報告は聞いていないのが事実でございます。健康診断につきましては、欠席をした場合には、ほかの学年でやるときに一緒にやるという形でフォローをしてございますので、それでフォローができているものと思っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 ありがとうございます。回答をいただいた中では、連絡がなかなかついていない家庭とお子さんについては、難しい状況というのも理解はいたします。不登校については、全国的に義務教育学校の児童・生徒が増加傾向というマスコミ報道も多数報道されております。

そういう中で2017年2月に完全施行された教育機会確保法によって、不登校の子供に対する対応が見直されております。文部科学省では、不登校について必ずしも学校復帰が必須条件とならず、緩和化されています。令和4年度の不登校の児童・生徒の数について一部報道があり、前年よりさらに5万人増え、約30万人にも上がることが分かっておりますが、昨年、2023年10月に文部科学省が日本の小中学校における不登校の児童・生徒を含む長期欠席者の数は、約46万人で、そのうち不登校児の児童・生徒は約30万人とデータを発表しております。学校に行くことができない子供たちの9割は、実態は家庭で過ごし、3割はどこにもつながっていない実態があるという状況です。地方自治体によっても支援の格差があり、国の責任として子供たちの安全・安心な学びを保障できるように求められていると考えています。

昨年の議会で私も質問しましたが、昨年、2023年10月4日には、文部科学大臣宛てにNPO法人登校拒否・不登校を考える全国ネットワークから不登校児童・生徒を持つ親への支援を求める請願が出されています。令和3年度の義務教育段階における不登校児童・生徒数は、その当時で、全国で24万4,940人と増加し、短時間でも登校すれば欠席にならないことなどによる実質的な不登校を鑑みると、潜在的な不登校児童・生徒が多数在籍していると考えているということです。

このような状況で、NPO法人登校拒否・不登校を考える全国ネットワークでは、親の会及び親のアンケート調査をその前年、2年にわたって調査を行っております。不登校によって学校を休んで子供の心が安定した、親は学校や社会の考え方が変わったなど、よかった面がある一方で、子供自身の自信ややる気がなくなった、親は不登校の原因が自分にあるかもと自分自身を責めたなど、精神的に追い込まれていくことが数字として読み取れたとなっております。また、食事やフリースクールなど会費のため支出が増える一方で、子供が学校に行けなくなって親は職場の早退・遅刻が増えたり、仕事をやめざるを得なくなったりして収入が減ってしまうことも多い。このように精神的に、経済的にも不登校の親は厳しい環境に置かれている。子供にとって一番の環境は親であり、親を支えることも喫緊の課題であると。よって、国におかれは、不登校の親を支援するために、NPOとしては次の事項に取り組むことを要望しております。

1つとして、経済的支援は、教育機会確保法にも努力義務として明記されております。地域によっては、家庭に経済的支援が強まっている。しかし、地域による不均衡が広がっており、国と

して経済的支援を行う施策を講じ、地域による格差をなくしてほしい。

2 番目としては、学校復帰を目指さない、不登校は問題行動ではないなど教育機会確保法の理念の周知が徹底されていない現状があり、3 年以内に80%以上の親への周知を望んでいます。また、フリースクールや親の会などのつながりを親は求めているが、不十分であり、各自治体に努力義務を求めたい。

今後の対策、タブレット端末の有効活用、タブレット参加バーチャル仮想学校などが有効と報告されております。昨年11月には、議会でも報告しましたが、市議会教育文化常任委員会メンバーでは、質問のとおり宇都宮市の教育センターの行政視察を行いました。タブレット参加バーチャル仮想学校を利用した宇都宮市でのU@りんくすです。これは、低予算の約760万円で実施し、子供の参加が増え、高校・大学進学、社会性、社会復帰、市内在住で今後の大人としての納税者を育成するという宇都宮市の最終目標です。先進事例の研究実施の提案と低額なこういったバーチャル学校の提案もして、残念ながら牛久では、導入はしないという回答でした。現在の状況で、そういった不登校対策で今後検討している事例があれば、お答えをお願いしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 不登校児童・生徒の学校復帰の取組としましては、中学校の校内フリースクールの充実を図っております。その他、民間フリースクール、公共施設等、社会のあらゆる資源の活用、保護者向けパンフレットによる有益な連絡先の発信、牛久不登校保護者の会開催による保護者同士の連携強化等を実施していきます。これからも児童・生徒の社会的自立を目指して学校と児童・生徒や保護者が定期的に連絡できる体制づくりに努め、円滑な学校復帰が可能となるように適切な支援を実施してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 牛久市のフリースクールの充実、パンフレット、保護者の会との連携等、今後の対策強化を期待して次の質問に移ります。

3 番目としまして、学び合いの教育方針変更について伺います。

今年2月の教育長による方針変更と学校長会の説明や保護者通知などの情報提供が市議会にありました。学校関係者からの情報では、校長会で教育長通知の受け取りを拒否されたとか（「確認は取れておりませんが」の追加訂正あり）、学校から保護者通知が届いていないことや、牛久市のホームページで一部の保護者だけが知っている状況になっているところを聞いております。また、4月からの教員研修が突然変更され、教職員、教育現場でも戸惑っているとの情報が寄せられています。実際のところ、今後、具体的な授業変更はどうなるのか。また、進め方でどう変わったのかを質問いたします。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 石原議員に答弁させていただいた内容と同様になりますが、授業に関する主な変更点は、以下の3点です。

まず、授業形態を学習の狙いや発達段階によって教員が柔軟に行えるようにしました。教育委員訪問、先生方からは好評をいただいております。

2点目は、今まで学習の定着に課題が見られていましたが、学習の狙いを始点としてまとめや振り返りができるようにお願いしました。

3点目は、積極的に先生方が説明したり、子供たちが個人で考えたり工夫してノートを取ることに時間をかけます。同時に、ICT機器を活用した学びの推進を進め、好事例を全市で共有し、横展開を図っていきたいと思っています。

また、先生方の研修ですが、具体的には、自らの教職経験を振り返り、さらに伸ばしていきたい分野、領域や新たに能力開発をしたい分野に目標設定をし、管理職との会話も参考にしながら研究を進めていきます。今後とも児童・生徒の資質・能力の育成に努めてまいります。

2月に議員の皆様方に方針変更を説明してから、すぐに校長会で学習指導要領の資料を付け加えて説明いたしました。そして、足りないところにつきましては、質問を受けたので、校長先生方にお返しをしております。それと同時に、ホームページでもその方針を保護者の皆様へということで説明をさせていただきました。

それに従って、3月では、各学校が学習の研修、授業、学習につきまして検討をしていただきまして、そして、改めまして4月に校長会、教頭会、教務主任会で確認をし、学校運営説明会で指導主事、それから、教育相談員から具体の話の確認をさせていただいたところでございます。もし足りないところがあれば、こちらで説明することも必要とあれば考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 答弁ありがとうございます。具体的な3点と、2月、3月と順を追って各学校関係者に説明したという点は伺いました。

ただ、具体的に現場を見る、教師から聞く、父兄・生徒からも見る。今回の修正と通知についても、なかなか時間がなくて現場が戸惑っている状況は見受けられますので、そういう点では、もっと時間的余裕が必要だったのか。来年度に向けた準備期間というところでは聞いておりますが、より現場職員や生徒・児童、父兄、学校関係者に不安を与えないように真摯に説明を求めて次の質問に移りたいと思います。

4番目としまして、牛久市役所の職員の定数などについて伺います。

先日までの一般質問でも職員の採用状況等々を伺っておりますが、改めて職員定数や欠員状況、中途退職やハラスメント、経験者の独自採用等について伺います。

まず、第1に、昨年、令和5年度の採用実績と今年度の採用計画について伺います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 令和5年度の職員採用試験、昨年度は3回実施してございますが、そちらの実績ですが、第1回目の採用試験の申込人数が85人、内定辞退者数が3人、採用者数が10人、第2回目の申込人数が83人、内定辞退者数が2人、採用者数が23人、第3回目の申込人数が71人、内定辞退者数が1人、採用者数が15人で、合計48人を採用いた

しました。

また、令和6年度の採用試験の内容につきましては、第1回目の試験を7月に実施予定でございまして、現在、募集を行っているところでございます。

募集の職種は、事務の上級と初級、事務の障害者上級と初級、専門職といたしましては、保健師の上級、土木の上級と初級、建築の上級と初級、幼稚園教諭の上級の職種で合計29名程度を募集しております。

また、第2回目を9月に実施する予定でございまして、こちらは、事務の初級と事務福祉の上級、精神保健福祉士の上級のほか、第1回目で予定数の採用が見込めない職種に関しましては、追加の募集を行う予定となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 昨年来からの採用についての試験回数の増加や試験の実施等々の努力が実りまして、大分職員も増えて、当局の努力の成果も大分出ているかと思われま。

また、今年度の職員の採用計画、広報のポスター、市の広報やホームページも拝見いたしました。大分、創意工夫で若者受けする職員募集となっており、私もそういう努力について感動いたしました。今後とも頑張ってくださいと思っています。

そういう点で、昨年度も採用試験も3回ほど行っているところでございますが、現況ではなかなか、過去の質問の回答でもまだまだ定数に達しておらない状況が続いているかと思ひます。そういう点では、民間企業においては、4年制大学においては、卒業1年前にもう大体内定が出てしまっている。そういう点で公務員試験も、昔というか従前は秋頃行われていたのを6月ぐらいに前倒しして実施しておりますが、採用まで、なかなか3月まで時間がある。別な教育の現場、大学や専門学校においても、現在は、試験制度よりも学校推薦制が定着して、例年、卒業の半年前の秋から内定者を出して、人材確保に努めて新入生の流出を防ぐ努力をされております。各公務員職場、自治体においても、採用内定が秋ぐらいに出してから採用内定前研修というのを実施して、随時、繰上げ採用を行ったり、可能であれば、秋からは会計年度任用職員として、パートタイマーとして仕事を覚えていただいて、市役所業務に慣れていただくという採用を行っている自治体も、官公署も増えているように伺っております。

そういう点で、来年度の採用予定者については、やはり牛久市の魅力や牛久市の現況、公務員の公的なやりがいや地方自治について、また、市内の施設見学や職員との交流でいろいろと状況を取得できる、また、お茶会や宴会などでも交流を深めて、より職員との結びつきに努めて、牛久市に就職を希望できるように、ほかの自治体でも行っているこういった前倒しのイベントや研修、採用、そういうものも努力してぜひ実施していただきたいと思ひます。

次に、研修・ハラスメント対策について伺ひます。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 令和5年度の職員研修の内容といたしましては、新任職員研修のほか、ハラスメントの防止に関する研修会や執務環境の改善を目的とした安全衛生研修会

等を開催し、合計１９１人の職員が研修を受講いたしました。

外部への派遣研修といたしましては、茨城県自治研修所や稲敷地方広域市町村圏事務組合が主催する研修、民間企業の研修にも複数の職員を派遣し、業務に必要な専門知識の習得や職員のモチベーションの向上を図っております。

また、ハラスメント対策についてでございますが、庁内にハラスメント相談窓口職員を配置し、相談体制を整えているほか、ハラスメント防止に関する研修会を実施し、ハラスメントを起こさない、起こさせない職場環境を整えるため、職員の意識づけを行っております。

今後も積極的な研修機会の確保に努め、職員の意識改革、モチベーションの向上に努めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○１０番 大森和夫 議員 次に、３番目として、職員の休暇の取得状況、育休、介護、病気などについて伺います。

なかなか定数に職員が満たない状況で、残業時間も、大分、恒常化している状況も聞いております。教職員職場、トラック運転手、医療現場、全ての職種において働き方改革が求められ、やはり８時間勤務の労働が保障される、そういう職場が理想だと思われれます。

ヨーロッパにおいては、週休３日制が提案され、さらなる労働時間の短縮が進められ、アメリカの自動車労働者については、賃金が３０％アップが図られ、非正規雇用も１，５００円の賃上げが実施され、日産、トヨタ、三菱、日本の自動車産業の労働者においても、アメリカにおいては賃上げが２５％勝ち取られておりますが、残念ながら国内では５％の労働者の賃上げとなっており、物価高騰には対応できていないという状況だと思います。

市役所の労働環境は、公務員の中でも学校現場が多いとされておりますが、市役所の庁舎でも大変労働時間が増えている状況等を減らす対策を取っておりますが、現行で休暇の取得状況や育休、介護、病気などへの取得状況について質問いたします。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 有給休暇の取得状況につきまして、国の勤務条件調査の報告数値になりますが、令和３年では、平均取得日数は１０．１日、令和４年では１１．３日と少し増えております。

また、育児休業の承認状況ですが、令和３年度で新規に承認された職員は２人、令和４年度では４人となっております。

また、介護休暇につきましては、令和３年度、令和４年度ともに休暇の取得者はおりませんでした。

療養休暇の取得者は、令和３年度の療養休暇の届出件数３２件で人数は１７人、令和４年度は、療養休暇の届出件数２６件で人数は１８人となっております。療養の内容といたしましては、心理的要因によるものが多数を占めている状況でございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 休暇取得について伺いました。平均10.1日、令和4年度では11.3日という状況です。正規職員においては年次有給休暇が年間20日付与され、繰越しは20日できるという状況だと聞いております。そういう点では、新規に20日もらって繰越しが約10日平均ですと、マックス40日まで行っておる状況だと思いますが、結果的に平均は、10日は捨てている状況かと思われます。

そういう点では、全国平均等の数値も見えておりますが、やはり振替休暇の仕方等々、イベントの振替優先とかもあります。今後15日、20日を目指す職員の休暇取得状況になるように、さらなる人員不足の解決と事務の効率化やデジタル化の推進を要請して次の質問に進みます。

最後の質問ですが、会計年度任用職員の処遇について伺います。

2020年度より新たに非常勤の地方公務員として創設された会計年度任用職員について伺います。

現況においては、フルタイム、パートタイム、短時間の会計年度任用職員がいる中で、さきの答弁の中では、正規職員の増加も相まって若干人数が増えているというところではございますが、全国的な報道やマスコミの中では、会計年度任用職員の労働条件や処遇の低さが問題になっております。

そういう点で、1番目として、牛久市の会計年度任用職員の賃金や特別給、最低賃金の適用時期などについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 会計年度任用職員の給与水準は、地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等、給与決定の原則にのっとりまして、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号級の給料月額を基礎とすることが総務省通知によって求められております。

牛久市では、この総務省通知の内容を適切に反映しており、県の最低賃金953円を割り込むようなことはございません。なお、一般事務の会計年度任用職員の給料表1級1号給の1時間当たりの時間額は、1,110円となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 ありがとうございます。最低賃金は上回っているという状況を確認できました。

次に、会計年度任用職員の社会保険、厚生年金の対応や加入状況について伺います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 会計年度任用職員の社会保険、厚生年金等につきましても、最低賃金同様に法に規定された基準を遵守しております。勤務条件が週20時間以上勤務で月額報酬が8万8,000円以上かつ2か月以上の任用が見込まれる場合には、全ての会計年度任用職員が社会保険加入となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 答弁ありがとうございます。牛久市の会計年度任用職員については、最低賃金を上回っていることや、社会保険、厚生年金の対応も取られているところで、最低のラインは確保できるというところで安心いたしました。

一方、県内の自治体においては、会計年度任用職員の処遇については、最低賃金を上回る自治体も二、三、見られますし、人事院勧告の反映についても、最低賃金の賃上げについても、該当年度の4月に遡及しないなど大問題になっておる状況でございます。

そういう点でまだまだ賃上げが課題ですが、牛久市の対応は一定評価できるかと思います。大変難しい状況ではございますが、全国最低賃金制度、労働団体を中心に1,500円を目指しております。そこを目指して努力を要請したいと思います。

茨城県においても事業者に対する賃上げで最低賃金制度を上回る補助が開始されました。30円の賃上げの補助でございますが、そういった税金を賃上げに有効に使う、そういう制度が見られております。

一方、政府においては、総理大臣が経団連や企業経営者に会って賃上げを要請するという状況だけでございます。最近の経営者の中においては、やはりアメリカ、ヨーロッパの経営を見直して、経営者が高給取りになって、専務、取締役が上場企業を中心に1億円以上の高額報酬を得る、株主配当に向ける、逆に労働者の賃金には結びつかない、商品の値下げにも向かっていないという大変不平等な流れになっているかと思われまます。

消費税も福祉に使う、困っている国民に使うと言いながらも消費税を10%に上げ、実質使われている現況は、大企業の減税や企業開発補助金に何千億円とつぎ込む。また、資産家や高額所得者の税率を下げることや株式などの資産に対する税金はしていないという、まだ不平等な税制がされております。

そういう改善も求めながら最低賃金を上げるというのが、今後、会計年度任用職員をはじめ民間の派遣労働者に適用できるように努力が望まれる状況かと思われまます。

今後、各課題、体育館のエアコンしかり、各制度、事業、市民からの要望等々、各議員からの要請もあったかと思います。なかなかすぐに開始できる状況との回答ですが、やはり現況の財政調整基金やふるさと納税の増加を見込みながら、今後、庁舎の建て替えも見込んで積立ても予定される状況かと思われまますが、今後の牛久市当局の管理職、職員の皆様、また、管理職以外の皆様、牛久当局の皆様に対して、今後の決断と実行力を期待して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で10番大森和夫議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時25分といたします。

午後0時15分休憩

午後1時25分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、9番遠藤憲子議員。

〔9番遠藤憲子議員登壇〕

○9番 遠藤憲子 議員 皆様、こんにちは。

日本共産党の遠藤憲子でございます。

通告順に従いまして、3項目について一般質問を行います。

初めに、熱中症対策についてです。

今年も暑さに対し例年になく気温が高くなる、このような予想をされております。気象庁と環境省は、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される場合に、暑さの気づきを呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促す熱中症警戒アラートについて、今年2024年4月24日から10月23日までの間、全国で運用を行うと報道いたしました。熱中症の警戒アラートは、全国を58に分けた府県予報区等を単位に発表対象区域内の暑さ指数、算出地点のいずれかで日最高暑さ指数33以上と予測した場合に、その地域に対して気象庁と環境省が共同で発表をするといひます。この暑さ指数は、気温、湿度、輻射熱、これは日差しなどです、風などから推定する熱中症の危険性を示す指数を指すといひます。

なお、環境省では、今年度より、気温が著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合に、今度は熱中症特別警戒情報、熱中症特別警戒アラートを発表します。熱中症特別警戒アラートの発表対象期間は、熱中症の警戒アラートの発表期間と同じといひます。この熱中症特別警戒暑さ指数は、35に達するときに発表されるといひます。その際、気象庁も高温となる気象状況と見通しを伝えるために、全般にわたり気象情報等、暑さに対する注意喚起を行うとしております。

今回、甲子園で開催される全国高校野球、ここでも暑さ対策として朝夕二部制を導入いたします。午前・午後、開幕から3日間の導入を決めたといひます。開会式も時間を早めたり、試合終了後にも観客を一旦退場させ、夕方4時から第2試合、その後に第3試合を行うと、このように発表をしております。

今回、この警戒アラートの運用が4月から開始をされておりますが、熱中症の健康被害が発生するおそれのある場合に気象庁が熱中症特別警戒アラートを発表いたしますが、市の取組についてお尋ねをいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 お答えいたします。

熱中症特別警戒アラートにつきましては、令和5年度の気候変動適応法の改正に伴いまして本年度より運用が開始されております。遠藤議員からのお話にもありましてとおり、本年度は、熱中症シーズンである4月24日から10月23日が運用期間となっており、前日の午後2時時点で湿度、日射・輻射、気温の3つを取り入れた暑さ指数WBGTが県内の観測所14地点全てで35以上となった場合に、環境省が都道府県単位で発表することとなっております。

牛久市の対応といたしましては、その発表があった場合に、防災無線、防災アプリ、かつぱメール、ホームページ、さらにFMうしくうれしく放送を活用し、一人でも多くの方に周知できるように努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 部長の答弁からは、市の対応としては、かつぱメール、それからホームページ、FMうしくうれしく放送、それからそういうもので皆さんに周知をしますということなんですけれども。この熱中症の警戒情報は、人の健康に関わる、被害が生ずるおそれがあるという場合なんですけれども、これまでも発表されております。令和3年度が613回、そして令和4年度が889回、そして令和5年度が1,232回発表されているという、こういう気象の状況にもよりまして、そういうことで、今回、熱中症の特別警戒、特別というのがつくられたと思うんです。こういうものが発表される、それは、その当日じゃなくて前日夕方5時とかそういう時間だと思うんですが、そういうときに発表されたとしても、例えばホームページとかそういうものをきちっと受け取れるかどうか、そういう状況などは、市は、一方的にただこういう情報が出ましたという発表だけなのかどうか。そのほか、やっぱりいろいろなところへの周知というものが大事ではないかと思います。これは2番目の質問にかかってしまうんですけれども、学校とか企業とか市民への周知、そして、その対応というのを、市では今のホームページとかそういう一方的な知らせるだけでいいのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 熱中症特別警戒アラート発表時の周知方法につきましては、先ほども御答弁させていただきましたが、防災無線、防災アプリ、かつぱメール、ホームページ、さらにFMうしくうれしく放送などにより広範囲に、より多くの方々への周知を図ってまいりたいと考えております。企業等への個別対応ということは、今のところ予定しておりません。

熱中症特別警戒アラート発表の情報は、茨城県保健政策課からアプリを利用し発信されることとなっております。1市町村1アカウントの登録となっております、市民防災課が牛久市では窓口となってアカウント登録を行います。アカウントを共有することによりまして、庁内の関係各課で同時に情報を確認することが可能になります。これによりまして学校等への周知も速やかに行えると考えております。今後は、関係各課と連携し運用していきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 なかなかこういう対応というのは、今回初めてこういう対応が出されたものなので、どうなるのかは、実際に起きてみなければ分からないというのが実態だと思います。

しかし、過去に、2023年に山形県米沢市で、部活動を終えて帰宅途中の中学生が熱中症の疑いで救急搬送され、その後、亡くなる、こういうことが多分報道されていたと思います。山形市の教育委員会では、この子供たちの命を守るとして熱中症対策を強化し、暑さ指数、これをリアルタイムで把握する観測機器を市内の学校に試験的に導入したといわれています。気温の上昇が見込まれる場合には、30分に1回、暑さ指数を計測し、暑さ指数が31以上になった場合には、運

動は原則中止としているそうです。観測機器を使うことで更新される暑さ指数をパソコンやスマートフォンで確認できる、このことから体育や部活動など屋外での活動の判断にしているとしております。

例年、多くの高齢者たちが熱中症で救急搬送されたり、学校の部活動や運動会の練習中に児童や生徒が熱中症と見られる症状で搬送される、こういうケースが増えております。子供への対策、これは大変必要だと思います。特に、学校におきましては、午前中については、それほど気温は高くないと思うんですが、下校時にこのようなことが想定される場合、教育委員会としては、こういう問題はどうか対応していくのかお伺いをいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 国のガイドラインでは、熱中症特別警戒アラートが発表される状況においては、「熱中症予防行動を徹底し、暑さ指数（WBGT）等を実測の上、責任者が適切な熱中症対策が取れていることを確認し、適切な熱中症対策が取れない場合には中止・延期の検討をお願いするよう呼びかける」とされています。

市立の小中義務教育学校では、これまで熱中症対策として登下校時間を変更したり休校にしたりしたことはありませんが、熱中症特別警戒アラートが発表され、かつ各校において毎日測定する暑さ指数が高くなることが想定される場合の対応につきましては、今後、休校等の措置も含めて検討してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今、次長からそういう熱中症の予測のあれですか、その計測ということなんですが、牛久市には観測機器、そういうものがあるのかどうか。もしない場合には、どこからその情報を入手してそういう対応を取るのか、その辺についても確認をしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 市内の小中学校、市立の小中学校、義務教育学校には、計測器は備えてございます。そちらで測って、その各学校において判断しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 ありがとうございます。市内の小中、義務教育学校にも備えられていると理解していいのかどうか。そういう予測、起きた場合の観測機器というのが備えられているというのは、大変安心をいたしました。こういうことが起こらないのが一番ベターなんですけれども、いざというときには、このような暑さというものが予測できませんので、ぜひ対応等をよろしくお願いいたします。

3番目に、全市町村に最低1か所のシェルター設置が求められているという質問をいたしました。昨日、私どものメールにクーリングシェルの設置場所、牛久の場合は、9施設10か所で135人受入れ可能との設置場所とともに資料が送られてまいりました。このクーリングシェルターというんですね。なかなか聞き慣れない言葉だと思うんですが、暑さをしのげる場の確保

として冷暖房設置等の要件を満たした施設をクーリングシェルター、このように市が指定するそうです。牛久では、10か所のクーリングシェルターの設置がされたということなんですが、見ますと、大体、公共施設です。牛久市役所をはじめいろいろとクリーンセンター等も入っています。身近な場所であるならば行くこともできるんですけども、自宅のところから遠くては、行くことが難しい、こういう場合も出てくるのではないかと思います。

また、自宅にエアコン等があり、涼しい環境が確保できる場合、これは、別にクーリングシェルターに移動する、こういうのは必要ないとしています。熱中症から命を守る、このためには、市民にも周知をする、このことは、重要ではないかと考えます。

熱中症対策としてよく言われているのが、涼しい環境で過ごす。そしてまた、それができない場合には、衣服を緩めたり、皮膚を濡らしてうちわや扇風機などであおぐ、また、氷やアイスパックなどで冷やす、こういうことも対策として重要ではないかと言われています。

今回だけにとどまらず、地域でこのように命を守る、このための行動を、市としても十分、市民に周知をするということも大事ではないかと思います。地域での取組、これについて市の考えはどうか伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

本市では、熱中症特別警戒アラートが発表された際に備えるため、昨日、今月17日より市内9か所の公共施設をクーリングシェルターとして指定することを決定いたしました。本市のシェルターは、アラートの発令時だけではなく、暑さをしのぐためにも御利用いただけます。また、クーリングシェルターの開設を希望する民間施設についても今月17日より募集を開始いたします。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 市長から御答弁をいただきました。民間施設も募集を開始することなんですが、民間施設ということは、どういうところを想定しているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 民間施設ですけれども、こちらは、市で管理しない施設が前提という形になりまして、公共施設以外の場所になります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 すみません。市で管理しない公共施設ということは、具体的にもし今分かっていればお知らせください。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 市で施設を管理しているところ、それ以外のところが民間の施設という形になりますので、例えば一般店舗のところ为主になるのかと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 分かりました。一般店舗というのは、例えば、お店を言うわけにもいかないのです、そういう販売をすとか、そういうところを想定していいのかどうか。一般のお店、クーラーを整備されている、そういうところをいうのかどうか、その辺だけ確認いたします。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 店舗なんですからけれども、例えば、つくば市ではイオン、こちらがクーリングシェルターとして指定をしてあります。そのほかにも大体やっていると見ますと、薬局、ドラッグストア、そういったところが主なところになっております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 分かりました。そういう店舗についても、民間施設ということで具体的にお名前を言うということとはできないと思いますが、ドラッグストアとか、そういうところがこういうクーリングシェルターの代わりというか、そういう対応をしますということで理解をしたいと思います。

続いて、高齢者のスポーツ振興に利用料の軽減、また、テニスコートの改善について質問をいたします。

高齢者がスポーツを継続していくことは、健康維持にも役立ち、結果として体を動かしているために成人病の予防や医療費の削減、介護予防にも有効だと言われております。スポーツは、同じ目的を持った方々の集まりで楽しんでいる高齢者も多いと聞いております。今は65歳を高齢者といっておりますが、人生100年時代となりました。活動的になる高齢者も多いのが今の現状であります。健康づくりに取り組んできた牛久市としては、元気な高齢者を少しずつ増やしていく、このことが今成果として出ているのではないかと思います。

そこで、今回は、高齢者が施設を利用するときの利用料金への意見が私どもに寄せられました。牛久市の場合、テニスコート1面では、利用時間、これは全部2時間なんです、890円です。牛久運動広場の弓道場の団体、これも同じく890円です。弓道場の個人では340円となっております。別に障害者への減免はありますが、特にこの弓道場を利用している方からの要望です。お1人だけではないんです。いろんな方からいただいております。この方は年金生活だということなんですが、週に二、三回も利用すると料金が月額で約5,000円以上もかかり、年金生活者には厳しいという御意見でございました。

以前に同様の質問をしていただきましたときに、前市長から、75歳以上になったら牛久の施設は、時間帯によっては無料にする。例えば、日曜日とか公務時間帯などは難しい、厳しいけれども、ほかの時間帯によっては無料であっていいのではないかと、このように市長の答弁がありました。

この答弁を受けまして、高齢者の皆さんの利用料金への減免、この検討はどうだったのか、市の考えをお尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、高齢者になっても継続的にスポーツを行うことが健康維持にも役立ち、結果、医療費の削減にもつながるのではないかとされていることにつきましては、承知をしております。

しかしながら、施設を運営していく上では、どうしても維持管理費が発生すること、また、その年間の維持費用に対する収入の割合については、平均して約11%にとどまっているのが現状です。そして、その費用については、利用されている市民の方はもちろんのこと、利用していない市民の方からも納めていただいている税金が使われていることを考えますと、利用料の減免につきましては、過去の議会答弁でお答えはしておりますが、慎重に検討をしなければならない現状でございます。

現在、庁内組織である牛久市公共施設等総合管理計画推進本部幹事会において、今後の公共施設の整備計画のみならず、市内公共施設の利用料の妥当性について検討を始めております。

今後は、その中において減免の対象、減免率等についても検討を行い、あわせて、現在、牛久市公園条例施行規則、牛久市運動広場管理及び運営に関する条例施行規則にある減免規定についても、高齢者のみならず真に減免されるべき対象について検討を進めてまいりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今、次長から公共施設の総合管理計画、この中で順次検討ということの御答弁がございました。確かにこの施設は大きな施設ですので、維持管理というのは当然かかってまいります。それに、併せて収入が11%ぐらいしかないということで、利用する人だけでなく利用していない、こういう方々の税金の使い方についてもどうなんだという御答弁だったと思います。

しかし、やはりこういう大きい施設、牛久にはいろいろと運動施設がたくさんあります。そういう施設を造ったときに、やはりそれなりの計画を持って、そしてまた目的を持ってこの施設というのを造っているはずで。テニスコートもしかりです。いろいろと施設についてはそうなんです。今、施設の利用の中で収入が11%とおっしゃっていたんですけれども、この中ではテニスコートの利用が一番多いと以前聞いていたんですが、実績については、今お答えいただけますでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 使用料の収入なんですけれども、令和5年度における市内スポーツ施設全体での使用料収入額、こちらが2,629万7,865円。そのうちテニスコートは、牛久運動公園、それから牛久運動広場、奥野運動広場とあります。そちら3か所の使用料の収入額合計が805万3,140円で約30%を占めているという状況になっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 全体的に維持費に対して30%がやっぱりテニスからの収入だということによろしいんですね。やはりそれだけテニスをする方が増えている。そのために牛久市でも3つの施設ですと整備を進めてきたんではないかと思います。

そういう中で、やはり皆さんがいろいろと健康維持のためにはスポーツをする、そういうところでは、市でも有効だと理解をしていると思うんです。そういうことから、テニスの方だけじゃないと思うんですが、スポーツをする方々の利用料金というのを今後いろいろと検討していきなきゃいけないという先ほどの答弁がありましたけれども。公共施設の総合管理計画というのは、もうかなり以前に同僚議員が質問したときから、ずっと施設の整備も含めて、利用料金も含めて計画をしていると理解をしているんですが、いつ頃までにこの計画の中で検討をしていくのかどうか。計画の中でこういうテニスコートの利用料金、テニスコートだけじゃないです、使用料金の位置づけというのはどの程度になっているのか、その辺を伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 ただいまの質問にお答えいたします。

公共施設等総合管理計画の幹事会なんですけれども、まずは、利用料金の市としての考え方というのを今年度まとめたいと現時点では考えております。ただ、その考えがまとまったからといってすぐにそれを実行に移せるかという、そういう話ではないかと思っております。パブリックコメントであったりそういったものを経て、それから市民の方の御意見等も踏まえた見直し作業なども入ってきますので、今年度、市としての案的なものが出来上がったとしても、さらに数年はかかってしまうのではないかと考えております。

実際に考え方として使用料金をどのように考えていくかということになると、やはり市民生活に不可欠なもの、これは、市として全額公費負担をするのが当然の話になってくるかと思えます。ただ、スポーツ施設など民間でも提供が可能なものであったり、そういったものに関しては、市の公費負担が全額ということには、なっていないのではないかと考えます。ただ、ここにつきましても、今後、この市としての案を策定し、市民の御意見をお聞きした上で決定していく形になろうかと思っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 やはり施設の維持、それからまた皆さんからの収入、それからいろいろとこの金額がどうなのかというところ、そういうところが今後検討されていくということについては、理解をするものです。

その中に、いろいろとほかの関係もあると思うんですが、こういう施設を造ったということについては、やはりそれなりに市の計画としてもあるわけですから、維持管理だけじゃなくてそこを補充していく、そういうものというのは、当然、市に課せられている内容だと思います。

そして、次の質問にも関わるんですけれども、牛久運動広場のテニスコート、ここを過去にも同僚議員が何回も質問をしております。牛久運動広場のテニスコート、これが結構コンクリートのハードコートになっています。先ほど次長の答弁の中にありました牛久運動広場、そして牛久

運動公園のテニスコート、これは、人工芝になっているということは存じておりますが、この牛久運動広場のハードコートについて、やはり高齢者の皆さんからも膝への負担が心配をされるので、ぜひほかの広場と同じように人工芝にできないか、そういう改善要望が出ておりますが、この要望については、牛久市の考えはどうでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

牛久運動広場のテニスコートにつきましては、平成7年より供用が開始され、多くの利用者の方に御利用いただいております。令和4年、第3回の議会だったかと思いますが、そこでも答弁したとおりなんです。市内のテニスコートの人工芝への改修につきましては、平成22年に牛久運動公園の10面、それから奥野運動広場の2面、こちらをハードコートから人工芝のコートに改修しております。この改修に向けて平成20年にテニスコートの施設利用者意見調査委員会が設置され、ハードコートから人工芝コートへの改修について、利用者の意見等を参考にしながらこのテニスコートを改修すべきであるか検討を行い、改修するテニスコートを決定した経緯がございます。その委員会において、牛久運動広場のテニスコートは平成19年に一部補修を行っていたということもあり、ハードコートのままという判断になり、現在までその状況が続いております。

牛久運動公園のテニスコート10面、奥野運動広場のテニスコート2面につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金を活用し、平成22年に整備をいたしました。整備してから14年が経過しており、使用率の高いコートについては、ほつれなどが発生している状況でございます。

先ほども答弁いたしました。市のスポーツ施設歳入の約30%を占めているテニスコートの整備の必要性、こちらについては承知しておりますが、高額な費用がかかるため、整備の時期などを検討している状況でございます。

以前活用した独立行政法人日本スポーツ振興センターの助成について確認したところ、再度の助成金の申請が可能であるとのことでしたので、利用者が安心して使用できるよう牛久運動公園及び奥野運動広場の人工芝張り替えを検討していく際に、牛久運動広場テニスコートの人工芝化というものも視野に入れた検討をしてみたいと考えております。

なお、市の公共施設の改修につきましては、庁内において市民にとって何が必要であるか検討した上で決定、実施してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 改善というか、再度、日本スポーツ振興センターに再度助成の申請が可能ということなんです。やはり何をやるにも財源をどうするかというのが一番牛久市としては悩ましい課題ではないかと思うんです。こういうように前向きに進む可能性もあるんですが。それと公共施設等総合管理計画、この辺の兼ね合いもあると思うんですが。この再度の申請ということをお考えだと思うんですが。平成19年にここの牛久運動広場については今のハードコ

ートでいいという委員会の答弁というか、それによって現在まで至っているということなんです。たしか奥野運動広場も牛久運動広場も、この3つとも相当年数がたっておりますので、それぞれ改善、それから修理、そういうものが必要ではないかと思うんですが、市では、再度、このテニスコートの改善について計画というのはどう考えていくのか、その辺も伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 再度の御質問にお答えいたします。

テニスコートに限らず築35年経過している体育館ですとか、それ以外の施設というものが、市内のスポーツ施設としてはそういったものがあります。また、教育委員会が所管している建物だけでも様々な公共施設、工事をしていかなければいけない施設というものがございまして、そういったもので、市の財政なども考えた上で平準化して、できるだけ市民の皆さんが安全に使える整備計画というものを立てていきたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 これについては、まだまだ計画の中で十分検討していただいて、やはりこれだけ市民からの要望が高い運動施設です。牛久はスポーツを中心に、そういうところに力を入れていこうという都市宣言もたしかしていると思います。ですから、やはりそういうものに沿ったものに利用者も期待をしているし、また、費用の面についても今後検討されると思いますが、今の現在の利用料金体系、そこからスタートするのではなくて、様々な方のパブリックコメント、利用者の意見等も踏まえてぜひ十分な検討をしていただきたいということを願ひまして次の質問に移ります。

3項目めは、国民健康保険税の中で子供の均等割の免除について質問をいたします。

御存じのように茨城県は、2022年度に国民健康保険税の課税方式を2方式、所得割と均等割に統一をいたしました。さらに、この際、県は、5億円を各市町村の20歳未満の人数、これで按分をし、補助金として交付をいたしました。市でも活用し子供の均等割を半額にした、このことについては十分承知をしております。全国知事会でも子供の均等割の軽減を求めています。

国民健康保険税には、協会けんぽなどの社会保険と違いまして雇用者負担がありません。世帯収入や人数によって全て被保険者の負担となっておりまして大変負担が大きい、このようなことが言われております。国民皆保険制度、誰もが何かの保険に入っている。この中で国民健康保険は、農業者や自営業者、そしてまた無職の方、フリーターなど、比較的収入が低い方が加入をしております。加入する方は毎年減っている、しかし、医療費はあまり減っていないという、こういう構造的な問題があります。

さらに国が、この構造的な問題の一つでは医療給付費、これの負担割合を引き下げてきたこともあります。厳しい財政運営になっているのが今の国保の現状です。今回、国は、市が独自に軽減をしていました医療費、例えば子供の医療費です。牛久市もやっておりました。そういう軽減につきまして今までペナルティーを課しておりました。本来、市に交付されるべき財源を減らしていたというものを、今回、国は廃止をするといいました。このことを市では確認をしている

のかどうか伺います。

そしてまた、今回の廃止によりまして、財源が国から来ているのではないかと思います。その交付金を活用し、子供の均等割、この免除ができるのではないかと考えます。近隣では取手市、かすみがうら市が子供の均等割をなくしました。

かすみがうら市では、一旦納付をした保険料を、後で子どもの医療保険に係る費用応援金、このこととして支給をしております。実質、均等割をなくしたと聞いています。少子化と言われている中で、子供を持つ家庭を応援するものとなっていると言われていています。

一方、取手市では、今回の子供の減免分につきましては、基金を活用して子供の均等割をなくしました。取手市が茨城県の国保室、そこに照会をしたところ、全額免除は市町村の判断により実施可能であるというお答えだったそうです。牛久市の考えをお尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 2022年から県内44市町村において国民健康保険税の賦課方式を統一することとなり、当市におきましても、それまでの所得割、資産割、均等割及び平等割という4方式から所得割及び均等割という2方式へ変更になりました。その際、介護納付金分を除き均等割を増額しておりまして、その影響を小さくするべく子供についての均等割を軽減しております。具体的には、まず未就学児の均等割を半額にしており、そこには国及び県の財源も充てられております。また、就学児から18歳までの方の均等割も半額にしておりまして、こちらは市独自のものとなっております。

次に、国は、市が独自に軽減した医療費、例えば子供医療費について、今までペナルティーを課していたものを廃止するとしたことについて市で確認しているのかという点につきましてですけれども、厚生労働省令が改正になりまして、4月1日から18歳未満までの子供の医療費助成に係る減額調整措置、いわゆるペナルティーが廃止になったということ自体は承知してございます。

その上で御質問のペナルティーの部分なんですけれども、市としてどれほどの減額がされていたのか、あるいは今後どれほどの増額が見込めるのか、金額を算出することができません。これは、全体として非常に複雑な計算の中で国からの金額が決まる仕組みになっていることや、県内市町村全体の数字によって決まる部分もあることから、このペナルティーの部分だけを取り出すことができないものでございます。

そのような中で、今後、子供の均等割を全額免除する場合、手元の数字をベースに国や県からの財源を勘案いたしますと、主として必要となる金額が約1,340万円と見込まれます。均等割の全額免除となりますれば、子育て支援に資するものとは当然思われますけれども、子育て世帯以外の方々との公平性や他事業との優先順位のほか、とりわけほかに子育て支援に関する事業を様々に実施していることを踏まえまして、現時点では実現困難であると考えますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 すみません。質問の順序を間違えてしまいました。今の2番目のとこ

ろは、子供の均等割の免除についての質問でした。

最初の質問に、国は未就学児の均等割を5割軽減していますが、未就学児の人数、それから、就学児から18歳未満での人数、軽減されている金額は幾らなのか、この辺を伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 お尋ねの部分のそれぞれの人数と減免金額でございますが、令和6年3月末時点で未就学児は786人で634万5,000円、就学児から18歳までの方は316人で271万1,660円となっております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 未就学児以外は、県の補助金を活用して市でも18歳までを半額としています。世帯収入によりまして法定減免というのがあります。7割、5割、2割とあるんですが、この場合に市の負担金は幾らになるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 均等割の軽減につきましては、子供に関するもののほかに世帯の所得が基準額以下の場合に、2割、5割または7割の軽減を受けることができます。令和6年3月末時点での状況ですが、均等割の軽減を受けている方の人数は8,218人で、軽減している金額の合計は1億3,612万4,150円となっております。この軽減額に対する市の負担割合は4分の1ですので、その金額は3,403万1,038円となります。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 ありがとうございます。こういうふうの子供の均等割の免除についていろいろと数字を出していただいたんですが、私ども、やはり子供の均等割というのは、要するに生まれたばかりの赤ちゃんにも1人当たりの均等割の人数がかかってくるわけですね。ですから、構造的な問題かもしれないんですけども、子供の均等割というのは、ほかの保険にはないということで、これについては軽減をすべきと考えています。ほかの社会保険などでは、こういう均等割ということはございませんので、それについては、引き続きやっていっていただきたいと思います。

それで、先ほど質問をしましたときに、もし市が子供の均等割を免除するとしたら全体的に市の負担額はどのくらいになるかということで、先ほど1,340万円だという金額を出していただきました。先ほど免除をした取手市と、それからかすみがうら市の事例を紹介したいと思います。

取手市の場合は、減免の予算が2,467万1,800円といいます。取手市の場合、第1子、それから第2子以降ということで金額がそれぞれ出ています。対象者の人数は、18歳以下の保険者数は1,481人です。これも第1子、第2子以降ということで人数が別々に出ています。財源はどこから出したのかというと、減収となるために取手市の場合には、国保財政の基金がありました。それを活用したということです。2024年3月末現在で39億7,700万円の基金を持っていたということで、それを活用してできたということなんです。牛久市の場合、この基金というのがこれほどございません。そういうところで牛久市とはちょっと理由が違うかと思

います。

そして、先ほどもちょっと述べましたが、茨城県へ照会をしたときに全額減免実施の可否を県の国保室に確認したところ、市町村の判断によりまして実施は可能、このようなことでした。そして、かすみがうら市では、682人の子供を持つ家庭の支援となったそうです。この金額が984万9,000円ということです。

そうしますと、今2つの自治体の例を少し出しましたけれども、市の負担額1,340万円というのは、決してできない金額ではないと思うんです。先ほどほかにも子育て支援をしていると、それから、いろんな状況もあるのでここにだけ予算を使うというわけにはいかないという、そう理解をしたんですが、子供というのは牛久市の次の世代を担ってくれる、そういう子供であると思います。学校でもそうです。それから、社会に出てからも、そういうことで子供時代にこういうふうに医療の心配はなく、また、健康保険税、それから医療費、こういう負担がなく安心して医療にもかかれる、また、医療費の負担も家庭への負担が軽減されるということは、子育て支援が充実するその一つではないかと思いますが、この辺は、市長、どのようにお考えですか。市長の御答弁をお聞きしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 どのようにお考えですかと。子供施策については、遠藤議員おっしゃるような考え方もありますけれども、私が選挙のときから打ち出している中学校の義務教育の給食費無償化、もしくは、今その準備段階に入っている医療費の自己負担分の免除といったことを来年から実施するわけでございますから、まずはその部分を最優先に考えて取り組んでいきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 市長は、子供の均等割については、市ではちゅうちょされるという御答弁でありました。

結局、国保というのは、全部被保険者が負担するんです。それで、やはり先ほど言いましたように子供の均等割というのは、牛久市の場合、医療分としては1万9,600円、これは年額です。それから後期高齢者の支援分として1万700円、合計で3万300円。先ほど答弁にあったように、収入によっては、この金額が軽減になるというのは十分存じています。しかし、赤ちゃんが1人生まれたらこの金額が加算をされるということ、やはりこれが国保の構造的な問題なんです。ですから、全国の知事会でもこの均等割については軽減せいという、これは何度も知事会から国に対してももちろん要望が出されています。そして、国保というのは、誰でも国民皆保険制度の中ではいずれの保険に入らなきゃならないという中で、負担が大きいというだけじゃなくて、滞納する世帯も非常にこの国保というのが大きいんです。ですから、少しでも家庭への負担軽減、それから子育てする方への負担軽減、これを考えると、市でできない施策ではないと考えるものです。何度もこういうことでやり取りをして、取手市でもいろいろなやり取りをしながらこういうふうの実現をしていったという経緯もありますので、私どもも子育てするなら牛久市でということ、こういう軽減措置がある。それから、また、今、中学校までの給食費の無償化

が実現して、いずれは小学校まで広がるのではないかという、皆さんは、非常に期待を持って子育て支援について牛久市の政策の動向を注視していると思いますので、そういうところにもぜひ力を入れて安心な子育て施策を充実させていただきたい、このことをお願いしまして私の質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で9番遠藤憲子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時30分といたします。

午後2時18分休憩

午後2時30分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、20番高嶋基樹議員。

〔20番高嶋基樹議員登壇〕

○20番 高嶋基樹 議員 改めましてこんにちは。

質問者、会派名、自民党うしく21、高嶋基樹です。

通告順に従いまして、私からの質問は大きく3点ございます。よろしくお願いいたします。

まずは、1点目、除草作業についてでございます。

さて、6月、梅雨に入り、牛久においては来週から雨が降ってくるかとは思いますが、これが開けばいよいよ夏到来という季節でございます。近年の異常気象の影響もあり、昨年に続き今年も平年以上の猛暑が予想されております。

また、この時期の雨量は草木の成長も促し、これからますます雑草や樹木が生い茂ってまいります。こうなっていきますと、まず大変なのが除草作業であります。この件については執行部でも重々承知の案件かと存じますが、やはり市民の生活にも大変身近なことから多くの相談が寄せられております。大きなものから順に、幹線道路の中央分離帯、沿道、歩道、通学路から公共施設、公園、区民会館や空き地など、エリアと分野も幅広く、これらを一掃するには、莫大な予算と労力がかかってくることは容易に想定できるところであります。本来であれば、景勝地や観光地のように雑草を取り払い景観美化に努めていくことが理想であります。市街地、ベッドタウン、また、農村地による自然との共生が特色でもある本市においては、長年の課題であるとも言えます。

今回の質問事項に入りますが、まずは、本市の除草管轄と考えられる大枠の部分について担当各課に伺います。大まかに幹線道路の中央分離帯、道路、歩道、公園、区民会館、空き地について。

質問内容は、主に問合せ先、除草作業実施のタイミング、また、誰が行うのか、県・国との連携、そして、本市で適用される補助や制度についてです。そのほかにも各課における取組があればお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 市が管理する道路や公園の植栽管理につきましては、適正に実施できるよう努めておりますが、例年、春先から晩秋にかけて雑草の勢いに除草作業が追いつかず、雑草の繁茂に対する御意見や除草の依頼を多数いただいているところでございます。

御質問の中央分離帯、道路、歩道、公園の管理につきましては、中央分離帯や道路、歩道が、市道であれば道路整備課、公園は都市計画課となり、市道以外の県道や国道は茨城県や国土交通省となります。このように管理する部署が多岐にわたることから、どこに問合せをするべきか困惑してしまう方も多く考えております。まずは市役所に御連絡をいただければ担当課へ御案内いたしますし、茨城県や国土交通省の管理の場合につきましても、内容をお伺いし、お預かりした御意見を牛久市から担当機関へ連絡するよう努めております。

除草作業等の対応につきましては、議員からタイミングというお話がありましたが、年間を通じて定期的かつ効率的に作業ができるよう市内をエリア分けし、市内業者に業務委託をしており、業務委託における除草時期及び回数は、雑草が繁茂する6月から10月にかけて、個々の場所に応じて3回前後の除草を実施しております。そのほか小規模な場合や緊急を要する案件に対応できるよう市内業者と植栽管理業務に関する単価契約も締結しているところです。

また、道路用地などにおきましては、市民の皆様からの通報や日常の道路パトロールなどにより状況を把握し、随時対応しております。よく御連絡をいただくのは、民地より道路に草が覆いかぶさっているという内容です。この場合、現地を確認の上、土地所有者に連絡し、対応を依頼しております。これらの業務委託等とは別に行政区に対する補助制度も設けており、行政区が道路部分の草刈りや枝払い、側溝清掃等を実施した場合に、環境整備準備に伴う報償金として1行政区年1回とはなりますが1万円を補助しており、例年10か所前後の行政区において実施していただいております。

次に、区民会館及びその敷地についてですが、各行政区で管理しておりますので、除草につきましては、各行政区が管理の一環として実施しております。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 次に、空き地の除草についてお答えいたします。

近隣の空き地に雑草が繁茂していた際は、環境政策課で対応しており、対象地が公有地である場合には、管理をしている国・県または市の当該用地所管課に連絡し、除草を依頼しております。

一方、私有地である場合は、繁茂している状況の写真を添付した助言通知を作成し、所有者宛てに送付し、除草の依頼をしております。その後、約1か月半から2か月後に再度現地を訪問し、状況が改善されていないようであれば、再度、撮影した写真を添付し、指導通知を所有者宛てに送付しております。それでも改善がされない場合は、冬期の枯れ草火災の危険性もあることから、牛久消防署に通知の発出依頼を行い、土地所有者へ牛久消防署からも除草依頼をしていただいているところです。また、空き地の所有者が市内もしくは近隣市町村にお住まいの場合は、担当職員が直接訪問し、対面で依頼するなど、様々な方法で粘り強く除草の依頼を行っております。

なお、当市では、空き地の雑草除去委託制度を実施しております。これは、空き地の所有者が遠方に住んでいたりと、高齢などの理由により御自身で管理することが難しい場合に、委託料をお

支払いしていただくことで、所有者に代わり市が発注する造園業者により除草を行うものになります。除草時期は6月から7月に1回、10月に1回、合計年2回行い、令和5年度の実績では388筆、7万8,371平方メートル、委託料合計716万3,347円となっております。

除草依頼の通知を送送する際には、委託制度の案内チラシを同封するなど空き地の管理が適正に行われるよう引き続き努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 ただいまの御答弁からも、やはり除草作業が必要な時期、刈り込みのタイミング、これはどうしても重なってしまうという点から、常に景観を最高の状態で維持するといったところは困難であろうといった印象を受けました。

その一方で、防災に関して、空き地の除草には書面を介しての手続のため、性質上、これもまた時間を要するといったところですが、枯れ草による火災の危険性も、消防署との連携も引き続き強化の上、発出依頼をしていただき、できるだけ早期の改善に当たっていただきますようお願いいたします。

最初の答弁について再度質問をいたします。

いわゆる刈谷公園の除草についても、市民からは多くの声をいただいております。市ではなく、このほか市有地以外に市民や行政区が除草を担っている範囲はありますでしょうか。もしある場合には、それに対しての補助などは行われているのかお伺いします。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 市には、牛久市公園等里親制度補助金交付要綱がございます。市が管理するおのこの行政区内にある公園や緑地等、こちらは、市民の皆様が里親になっていただき、市がこれを支援するという制度でございます。

里親の主な活動内容につきましては、除草、低木の刈り込み、花壇の整備及び手入れ、公園等の清掃、環境美化、施設の点検、危険箇所が見つければ市への情報提供などになります。令和5年度の実績といたしましては、行政区などの団体の数が18、活動対象公園及び緑地数については44、交付要綱に基づきまして1平方メートル当たり40円の補助金を交付しております。交付額の合計は260万70円となっております。

また、牛久市道、こちらにつきましても同様の里親制度がございまして、団体の数は1、路線の数も1、補助金額につきましては20万円、こちらを交付しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 ありがとうございます。先ほどの市民からの声というのは、こうした里親制度というものの、これを把握しておらず、一部行政区の役員幹部のみが知っていて末端にまでは伝わっていない。または、行政区の行事だから事業に出ておかなければならないと感じて参加しているといったものがございました。牛久市は、旧住民だけでなくベッドタウンの特性を持ったまちでございます。改めてこうした制度の周知は、市からでも行政区単位でもしていただくと、市民からのちょっとした不信感も払拭していただけるものと考えております。

また、せっかく自分たちできれいにした公園ですので、これをもっと自由に活用し、催物などを開催しやすい環境づくりを各課の枠を超えた連携によって進めていただけると、公園の重要性や愛着度、さらにはミクロ単位での地域活性に寄与していくものと考えております。

今回取り上げた除草作業においては、時間も労力もかかるため、少子高齢社会、共働き世帯の増加、担い手不足といった課題との相性は、決していいものとは言えず、国においては、今年度より森林環境税の徴収も始まり、今後ますます深刻化していくことと存じます。市民レベルでも解決していけるシステム構築を我々は真剣に考えなければいけない段階であると感じ、本市での現状を取り上げさせていただきました。1番の質問については以上となります。

続いて、大きい2番、小学生の夏期登下校についてでございます。

先ほどの除草作業に続き夏期の話題ともなってきますが、昨年の猛暑では、本市においても頻繁に防災無線での警戒が発令され、子供や高齢者だけでなく働き盛りの大人たちにとっても大変厳しい環境であったことは、記憶に新しいところであります。

しかしながら、1年たってしまえば、前年の記憶など細かいところまではすっぽ抜けてしまうのが人のさがでございます。昨年も残暑厳しく10月半ばまで25度を記録するなど、長期にわたり半袖を着用していた方も多かったことを記憶しております。

さて、今年もその例に漏れず酷暑が予想されておりますが、事が起こってからでは取り返しがつきません。夏本番を迎える前に、改めてこの熱中症対策について、児童へ焦点を絞り2点質問をいたします。

小学生の登下校について。

夏期は夏休み等により配慮がなされているが、その前後での熱中症対策は万全であるかどうか伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 お答えいたします。

夏休み前後の熱中症対策では、4月から5月の気温が高くなり始まる前から、熱中症事故防止のため、教育委員会から各市立幼稚園、学校へ注意喚起のため通知を発出しております。

牛久市では、市立幼稚園、学校全てに暑さ指数を計測するWBGT温度計を設置しており、各園・学校にて暑さ指数を確認し、体育の実技や休み時間の外遊びの実施を検討しております。暑さ指数が31以上のときには、原則、運動中止としています。

また、各園・学校では、エアコンのほか扇風機やスポットクーラー、ミストシャワーを活用して涼しい環境を整えており、運動ができる暑さ指数でも小まめな水分補給を促したり、熱中症のおそれがあったらすぐに冷やせるように氷や経口補水液を用意したりするなど、各園・学校で対策しております。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 今は、各教室にエアコンやミストシャワーが設置されていたり、とてもいい環境で勉学に励めていると感じております。学校内では、ずっと教員や大人の目が行き届きやすい環境にあります。

さて、徒歩通学の児童を持つ一部保護者からは、学区内でも長距離になる児童は、水筒の飲物を空にして帰ってくると、さすがに心配になるとの声もございます。こうした中で、夏期の登下校について２点目の質問です。

遠方より徒歩通学する児童の状況について伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 学校によりましては、学区が広域にわたるため遠方から通学している児童が複数人おります。保護者にもよりますが、車による送迎で通学する児童もいれば、通常どおり登校班を編成し、徒歩で登校している児童もおります。暑い時期には、登下校における熱中症対策が必要ですが、特に遠方からの徒歩通学の児童に注意が必要です。

牛久市では、児童の通学にはヘルメット着用を推奨しておりますが、登下校における熱中症対策として、熱中症の心配がある場合には、保護者判断で黄色い帽子も可としております。また、直射日光や強い紫外線から児童を守り、熱中症予防として効果的であることから、日傘を差すことも可としております。ほかにも児童には水筒を持たせ、小まめな水分補給の指導や塩分補給のタブレットを持たせること、濡れタオル等を首に下げるなど、様々な対策を保護者にお願いしているところでございます。登下校の見守りにつきましても、登下校の交通安全の確保のほか、児童の体調の変化などにも注意を払って見守りを行っているところでございます。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○２０番 高嶋基樹 議員 今は、タブレットや濡れタオルなど熱中症対策グッズが充実しており、かなりの暑さを感じつつもある程度はカバーできているものと思います。

ただ、もう少し具体的に伺いたい部分について再質問いたします。

把握されている範囲で結構ですので、片道３キロ以上の徒歩通学児童はどのくらいいるのかお示しください。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 片道３キロ以上の徒歩通学児童について各校に聞き取り調査を行った結果、令和６年度では４１名となっております。なお、自宅から学校まで３キロ以上の児童でも集合場所まで車で送迎されるため、集合場所からは３キロ未満になる児童もおります。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○２０番 高嶋基樹 議員 ４１名ということでした。また、同僚議員や執行部の皆様の年代であれば、下校時に学校や公園の水道で水浴びをしたり、友達の家立ち寄って飲物をもらったりと、子供ながらに容易に工夫をされてきたことだと思いますが、現代は、お互いに何かと気を遣い過ぎる、そんな世の中でもございます。そういったところで、先ほど同僚議員の答弁にもありましたクーリングシェルターといったものも今年から導入されるということですので、ここは、課の連携を取っていただきまして、児童も使いやすいようなそういった工夫・周知、例えば、のぼりなどを立てるなど目立つような工夫をして、利用しやすい環境づくりをして、ぜひとも子供たちが安全に登下校できるように取り組んでいただければと願ひまして次の質問に移りたいと思います。

3番、防災時の各家庭備蓄についてでございます。

前回の定例会では、いまだ復旧作業が続いている能登半島地震の影響により、多くの同僚議員による防災時の質問がございました。その答弁の中に各家庭での備蓄品、これは3日分、いわゆる自助により3日間は乗り切っていきたいところ。これは、当然、自身の命をつなぐための備蓄品ですから、各家庭でしっかりと準備はしておいてほしいと考えております。もう一つ大切なこととして、この保管場所ではありますが、この周知については万全であるかどうか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 御質問のとおり、市といたしましては、最低3日以上食料・飲料及び生活用品を備蓄するよう呼びかけております。各御家庭での備蓄品の保管場所については、非常用持出袋に入れて非常時にすぐに持ち出せるようにしておくことが重要と考えます。非常時にすぐ持ち出せる場所となりますと、一般的には玄関付近が望ましく、逆に、押し入れやクローゼットの中は、非常時に持ち出せないリスクが高まることから最も好ましくないとされております。今後、広報誌等で備蓄の呼びかけをする場合には、保管場所として望ましい場所、望ましくない場所についても記載をしていくようにしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 丁寧な御答弁ありがとうございました。ぜひ市民一人一人が有事に対して正しく備えていただけるよう周知をお願いいたします。

本日最後の質問になります。

先ほどの備蓄品の周知活動にも活躍されることであろう自主防災組織についてですが、牛久市における自主防災組織の分布と役割、活動実績はどうか伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

自主防災組織に求められる役割は、自分たちのまちは自分たちで守るという考えの下で地域住民同士の連携によるきめ細やかな防災活動です。また、阪神・淡路大震災でのデータを見ますと、救助活動のうち97.5%は自助・共助による救助だったということからも、自主防災組織は、非常に重要な役割を持つものと認識しております。

自主防災組織の平常時における活動としては、防災知識の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握、防災訓練、防災資機材等の点検整備、保管等がございます。災害時における活動としては、地域の被災状況の情報収集と伝達、住民の安否確認、消火器等を使用しての初期消火、避難及び避難誘導、避難所の開設・運営、住民の救出・救護等となっております。

次に、牛久市における自主防災組織の結成状況ですが、市内で57の自主防災組織が結成されており、地区に偏りなく市内各地で結成されております。また、市内における活動カバー率は90.4%となっております。

次に、自主防災組織の活動実績ですが、令和5年度については、自主防災組織主催による防災訓練は36回行われており、AEDの取扱いなどの救命訓練、消火器の取扱訓練、避難所の運営

訓練、段ボールベッド等の防災資機材の取扱訓練、煙体験訓練、炊き出し訓練などを実施し、災害発生時に自助・共助による災害対応ができるよう日々備えているところです。

なお、自主防災組織の結成に当たっては、設立時のマップ整備等に10万円、資機材整備に100万円、結成の翌年から3年間は、活動補助として各年5万円の補助金を出しております。市といたしましても未結成行政区等に重要性を訴え、結成に向けたサポートをしていきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 ただいまの御答弁について2点再質問をいたします。

防災訓練は36回、一見すると、意外と活発に活動しているようかと捉えましたが、この訓練への参加対象はどこまでか。参加対象者です。行政区ごとの開催なのか、それとも合同での開催であるのか。また、参考までに参加人数もお答えいただきたいと思います。

2点目は、補助金の出どころ、これは市であるのか、それ以外なのか。そして、3年以降の維持費や活動費についてはどうされているのか。

以上について伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 高嶋議員の再質問にお答えいたします。

1点目の防災訓練、36回という市長から御答弁をさせていただきました。令和5年度の実績でございます。令和5年度、36回の自主防災組織主催での防災訓練が実施されておりまして、基本的には、自主防災組織が行政区単位で結成をお願いしてございますので、それごとの開催と御理解いただければと思います。

ただ、一方で、ほとんどの自主防災組織が年に1回程度の開催なんです。複数開催をされている自主防災組織、行政区もございまして、36回ですが、31の自主防災組織で昨年度は訓練がなされたということでございます。

そのときの参加人数ですが、それぞれ大小ございまして、こちらで把握しているのでは、一番多かった防災訓練で162名、一番少ないときでも23名の行政区ごとの参加で行われたと報告を受けております。

それから、2点目の補助金ですが、こちらは市での補助金となります。牛久市自主防災組織活動育成事業補助金というものがございまして、そちらで補助金を出しております。当初の3年間ということですので、その後は、各行政区自主防災組織独自の運営をお願いしてございます。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 ありがとうございます。自主防災組織については90.4%の結成率ということで、最初の地区で結成されてからまだ10年に満たない7年ほどと伺っています。そんな中で考えれば、十分な結成率なのかとも感じておりますが。聞くところによると、残すところ9行政区程度かと聞き及んでおりますが、この内訳としましては、比較的、旧村分の行政区が多いのかと。これに似た組織体としましては、地元の消防団というのがあると思いますが、そういったところ、消防団との役割のすみ分けがあると思いますが、これは、国は、はっきりとは

記してはいないところではあると思います。そういった中で、そういった農村部に對しましては、もともとそのコミュニティーが強固であるといったところと、あとは、実際のところ、今必要ないというお考えのところもちろんあるかと思いますが。その分、市の補助金を使わずに別のことに役立ててくれといったところが、やはりこういったところの特徴であると思います。

先ほど副市長から、牛久というのは、新住民と、そういった旧住民といったところが交わった珍しいまちだということがありましたとおり、それぞれ牛久の特性があります。なので、地域によって本当に必要なものかどうか、何が必要なのか、こういったニーズは、全く違ったものにはなってくることは、すごく多くなってくると思います。この残りのところを、9行政区、ここに付きまして、この後、本当に結成しますかといったところをよく確認していただくかとは思いますが、ですけども、そういったところを再確認していただきまして、ぜひともこういった国や県で出している補助金ではなく、これは市で出している補助金、もっと自由度があってもいいのか。その地域に合った使い方を、有効活用していただける意味のある使い方を、ぜひ市でも検討していただければと思ひまして、期待を込めまして私からの一般質問は、これで終わりにしたいと思ひます。

○諸橋太一郎 議長 以上で20番高嶋基樹議員の一般質問は終わりました。

次に、16番伊藤裕一議員。

〔16番伊藤裕一議員登壇〕

○16番 伊藤裕一 議員 会派日本維新の会の伊藤裕一です。

本日は、大きく2点のテーマについて質問をいたします。

2014年に増田寛也元総務大臣を座長とする有識者グループ、日本創成会議によって発表された通称増田レポートは、若年女性の減少率を基に896の自治体を消滅可能性都市として、人口減少が加速し、最終的には消滅する可能性があるという警鐘を鳴らしました。消滅可能性都市というセンセーショナルな呼び名は流行語ともなりましたが、様々な議論を巻き起こし、人口問題に対する意識を高めたと言えます。

同レポートの発表から10年、本年4月には、民間の有識者グループ人口戦略会議が最新版レポートの「令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポート」を発表しました。前回と比較して消滅可能性自治体は150に減少した一方、新たに99自治体が消滅可能性自治体とされ、県内17自治体を含む合計744の自治体が消滅可能性自治体とされました。

幸いにして牛久市は、消滅可能性都市に入っていないませんが、自然減対策が必要な自治体に分類されています。子供を産み育てたいという方の願いをかなえるための施策を充実させる等、同レポートを今後の参考にしてはとありますが、市の本レポートに関する所感を伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 本年4月24日に有識者でつくる人口戦略会議から発表されました「令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポート」によりますと、全国の1,729自治体のうち744の自治体が、2020年から2050年にかけて若年女性人口が半減し、将来、消滅の可能性がある消滅可能性自治体として、また、65の自治体が、移動仮定・封鎖人口ともに若年女性

人口の減少率が20%未満となる自立可能性自治体として報告されました。

この報告につきましては、人口の移動状況などの一定の算出方法を仮定して算出されたものですが、実際には、自治体が、今後、持続的な運営を図るためには、このような数字だけではなく、規模や地域性のほか多種多様な要素が影響してくるものと考えております。

また、この報告に対しては、お子さんを産めるという想定で女性の生き方を決めている、人口減少に取り組む自治体の意欲低下につながりかねないといった首長の意見もある中で、本報告の中にある消滅可能性や自立可能性という言葉が市民感情や自治体運営に少なからず影響を及ぼすものと懸念するところであります。

本市におきましては、本報告によりまとめられた数字にかかわらず、社会保障、人口問題研究所の人口推計など様々な観点から本市の現状や今後を分析していくことが必要なものと捉えております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 令和4年第4回定例会一般質問において、私は、2060年に本市の人口8万4,000人を維持するという牛久市人口ビジョンの人口目標について、人口を維持する努力はしながらも同数値を前提として政策の企画立案をしていくと、目標が達成できなかったときに様々な支障があると考えられることから、現実的な数値に修正をしてはとの質問を行い、今後の総合戦略の改訂時に、併せて人口推移を再度検証するとの答弁をいただきました。

2021年から計画期間が始まった第2期牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、総合計画・第1期基本計画とともに2024年で期間を終え、来年からの4年間は、第3期総合戦略並びに総合計画・第2期基本計画の計画期間となります。現在、改訂作業が行われているところと存じますが、人口目標見直しの検討状況をお示してください。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 平成28年2月に策定した牛久市人口ビジョンにおきましては、2060年の総人口を2015年と同水準の8万4,000人を目指すこととし、この目標を実現するために、合計特殊出生率につきましては、平成28年時点における1.41から2035年には2.1へと引き上げ、また、転入超過による社会増加の維持を目指すこととしております。

人口ビジョン策定後の本市の状況は、人口ビジョンにおける2020年の人口推計値、8万5,286人に対し、2020年国勢調査における人口では8万4,651人と、635人下回る状況となっており、昨年12月に公表されました国立社会保障・人口問題研究所の人口推計におきましては、本市の2050年の人口が7万7,034人、2045年は7万7,975人と試算され、前回の同人口推計における2045年の人口8万853人と比較しますと、2045年時点において2,878人下回る結果となっております。

また、本年4月19日に公表されました平成30年から令和4年の人口動態保健所・市区町村別統計の概況における本市の合計特殊出生率は、1.41から1.26と下回る結果となっており、社会増が続いているものの、それを上回る社会減が生じている状況となっておりますが、今

申し上げました様々な状況を鑑みながら、本年度、取り組んでおります牛久市人口ビジョンの改訂を進めてまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 続いて、移住支援策としてお試し移住用住宅の整備、移住支援金等の自治体独自の取組を各自治体が行っております。しばらく以前は、どちらかといえば、都市部から遠方にある自治体がこのような取組に力を入れていたように思いますが、昨今は、龍ヶ崎市や取手市など近隣自治体でも住宅取得補助を導入するなど移住支援策に力を入れているとのことであります。

本市では、国や県の支援により、わくわく茨城生活実現事業により移住支援金を支給しており、給食費無償化等の教育子育て政策を充実させたことは、移住の呼び水となることが期待されますが、市独自の移住支援金は導入されておられません。今後、こうした市独自の移住支援策を導入するお考えはあるか伺います。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 龍ヶ崎市で実施する事業を例に挙げさせていただきますが、龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助という制度になります。夫婦どちらかが40歳未満もしくは18歳未満の子供がいる世帯の方が龍ヶ崎市内で新築もしくは中古の住宅を購入すると、最大で15万円の補助金が交付される制度となります。このような住宅取得に関する補助制度は、取手市におきましても、一定の要件はあるものの、住宅の新築、増築、改修に対して行われております。

本市におきましては、現在、住宅関連の支援金につきましては実施しておりませんが、わくわく茨城生活実現事業における移住支援金について、18歳未満である世帯員の加算額を令和5年4月1日以降、龍ヶ崎市、取手市やつくば市などが30万円であるのに対して、本市は100万円に引き上げ実施しているところでございます。

現在、ほかの支援金施策の予定はございませんが、こども・子育て施策や教育施策の充実など魅力あるまちづくりを進めていくことで、牛久市に移住したい、あるいは、牛久市に住んでいる方が他市町村には移住したくないといった選ばれるまちであり続けることが重要なものと考えてございますので、引き続き効果的な施策を実施できるよう検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 昨日の同僚議員の質問とも重なりますが、地域おこし協力隊は、都市地域から地方に移住しておおむね1年から3年の任期中、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながらその地域への定住・定着を図る取組です。昨日の答弁で述べられましたとおり、国による財政措置がなされているため、自治体の財政負担の心配なく隊員の雇用が可能であり、一定数の隊員は任期終了後も地域に残ることも考慮すると、地域活性化策、人口増加策としても有用と考えます。

ところで、本市議会は、令和2年第1回定例会において奥野地区地域おこし協力隊の導入に関する請願を全会一致により採択、同請願に基づく奥野地区地域おこし協力隊の導入を求める決議

についても可決をしています。その後、期間が経過し、市長も替わっているため、改めまして地域おこし協力隊の導入を検討するお考えはないか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 地域おこし協力隊に関する市の考え方、検討状況につきましては、出澤議員に答弁したとおりとなります。今後、地域おこし協力隊を活用する事業を検討する際には、協力隊活用の有効性について検討しながら進めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 お答えしたとおりとの答弁方法につきましては、過去も指摘をしたところでございますが、職員の働き方改革とのことでございます。昨日の同僚議員の質問を見ていない市民の方、あるいはユーチューブを見ている方もいらっしゃると思われることから、今後とも答弁方法については再考をいただきますようお願いを申し上げまして再質問をさせていただきます。

昨日の同僚議員に対する答弁としましては、地域おこし協力隊に国の財政措置が用意されていることは魅力的であると感じるものの、活動内容について市の政策と連携させる必要があることや隊員が地域に溶け込めない等、苦戦している他自治体の事例もあると聞き及んでいることから、本市では導入に至っていないとの答弁でありました。

しかしながら、奥野地区地域おこし協力隊の導入に関する請願は、奥野地域からの要望に基づき出された背景があり、地域おこし協力隊の活動内容については、こうした地域の声、あるいはNPO等から要望を聞き取り市とタイアップするという方法も考えられましょう。また、地域おこし協力隊サポートデスクなど自治体へ情報提供を行う仕組みもございます。これら外部の知恵も借りながら地域おこし協力隊の導入を、今後、継続的に検討していくお考えはないか伺います。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 地域おこし協力隊につきましては、本市としましてもこれまで情報収集や説明会への参加などを継続してきているところでございます。本制度は、議員からお話もありましたとおり、人材の確保または既存事業の活性化など、そういったところが期待されるものでございます。地域おこし協力隊、この制度の活用を視野に入れまして、引き続き本市の政策または課題と照らしながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 大きな2点目としまして、在宅介護についての質問です。

厚生労働省が2025年をめどとして高齢者が住み慣れた場所で自分らしい暮らしを送れるように地域が一体となり支援体制を構築する仕組みである地域包括ケアシステムの確立を目指していることに鑑み、訪問介護等の在宅介護の充実は、重要な課題であります。

ところが、令和6年度の介護報酬改定で、全体の改定率はプラス1.59%であったものの、訪問介護は、ほかの介護サービスと比較して高い収益を上げているとして、訪問介護の基本報酬について2%台の引き下げが行われる地域包括ケアシステムと逆行するような動きがありま

した。処遇改善加算については拡充されたものの全体として減収となるのではとの試算もあり、同加算の使途は、職員の給与改善に充てるために限定されていることから、事業所の収益は圧迫され、高齢者の訪問介護から単価が微増となった障害者向けサービスへ重点を移す事業者も出てくるものと考えられます。

また、訪問介護を行うホームヘルパーの有効求人倍率は約1.5倍と、ほかの介護職員と比較しても特に高い水準にあり、人材不足感が強い業種であります。今後、さらに人材確保が困難になり、サービス提供が困難になることも予想され、今回の報酬改定を訪問介護クライシスとする報道もなされています。介護報酬改定は、国の施策ではありますが、訪問介護の基本報酬引下げに関し把握している市内事業者並びに利用者の状況はどのようなものかお示してください。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 令和6年度介護報酬改定による訪問介護の基本報酬引下げに関し、その影響について市内訪問介護事業者の数か所に聞き取りをしましたところ、利用者1件当たりの単価が減少したこと、ひいては事業者の利益が減少することについて様々な対応を検討している状況が確認できました。とりわけヘルパー1人当たりの担当件数を増やそうとしている、または、実際に増やしたとの回答は、複数事業者から得られました。その分、ヘルパーや事業者への負担が増えてしまいますが、事業者によっては、スマートフォンを用いての介護記録の作成・保存を行うなど、ICTの活用による事務負担の軽減等を試みることで対応しようとしているとも聞き及んでおります。

このたびの改定において訪問介護の利用者への提供されるサービス内容に変更はないため、利用者への影響はないものと認識しておりますが、ヘルパーの負担が大きくなることでサービスの質の低下等につながる事態にならないよう現場の声や現状を把握してまいります。介護報酬は3年ごとに改定が行われており、今回の改定を含め、これまでも国によって改定による経営実態状況の検証が次の改定期間までの間に進められることになっております。市でも、今後、サービスの安定供給に向けてこれらの動向を注視してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 職員1人当たりの対応人数を増やそうとしているものの、利用者への影響はないとの答弁でありました。主として、現在サービスを利用している方への影響はないとの趣旨と理解をいたしました。例えば、新規依頼を断るようなケースは、今回の聞き取りで把握していないか伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 今回の事業者への聞き取りの中で、ヘルパー1人当たりの担当件数を増やそうとしている、または、実際に増やしたという回答を複数事業者から得ておりますが、新規依頼について断る、断っているという回答はございませんでした。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 引き続き状況を注視するようお願い申し上げ、次の質問に移ります。

訪問介護には、利用者の身体に直接触れて行うサービスである身体介護と、掃除や買物等の日

常家事を行う生活援助がありますが、要介護１、２の方の生活援助については、市町村が中心となって運営する介護予防・日常生活支援総合事業、略称総合事業への移行が検討されるなど、財政上の問題から生活援助は縮小傾向にあります。総合事業は、市町村がサービスの運営基準や報酬などを独自に決められることとなっており、誰もが住み慣れた場所で末永く生活できるようにするためには、本市としても総合事業を円滑に運用することが肝要であります。

自治体によって単価のばらつきが大きく、ルールも異なり、総合事業は使いづらいとの指摘もあります。また、総合事業では、ボランティアやNPOも関与することとされていますが、民間介護事業所の求人ですら苦勞する昨今、果たして担い手の確保はできるのか疑問が残ります。そこで、本市の介護予防・日常生活支援総合事業について、利用件数や金額等の実績をお示ください。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 介護予防・日常生活支援総合事業の令和５年度の実施状況としましては、利用件数及び実績額でお答えさせていただきます。

まず、訪問型サービス事業において、市指定の事業者が行う旧介護予防訪問介護に相当する第１号訪問事業の年間件数が１，３７１件、サービス費が２，５０８万２，９２０円となっております。これよりも緩和した条件で市指定の事業者が行う訪問事業もございますが、令和５年度の実施実績はございません。また、現在シルバー人材センターへ委託しているボランティア主体による買物、掃除等の生活援助サービスでは、年間件数が１９５件、実績額が４４万７，５２５円となっております。

通所型サービス事業では、まず、市指定の事業者が行う旧介護予防通所介護に相当する第１号通所事業の年間件数が４，１２３件、サービス費が１億１，８３７万６，１１４円となっております。また、市指定事業者のうち、第１号通所事業よりも緩和した基準において実施する通所型サービスＡの年間件数が４９４件、サービス費が７５０万８，７６８円となっております。

次に、通所型サービスＢと称しまして、ボランティア主体による地域サロン事業を行っております。こちらは、現在２か所で実施しており、年間件数は合計８４件、実績額は５４万３，４１２円となっております。

次に、通所型サービスＣとして、保健・医療専門職により行う生活動作改善を目的とした短期集中型教室を実施しております。こちらは、医療機関２か所へ委託をしており、令和５年度の年間受講者数は２１名、実績額は８５万３，０００円となっております。

次に、介護報酬改定後の単位数についてですが、まず、訪問型サービス事業のうち市指定の事業者によって行う事業では、旧介護予防訪問介護相当、緩和型ともに変更はございません。旧介護予防訪問介護相当の一月当たりの単位数では、週１回程度利用で１，１７６単位、週２回程度の利用で２，３４９単位となっております。緩和型の一月当たりの単位数では、週１回程度利用で９４１単位、週２回程度利用で１，８７９単位となっております。シルバー人材センターへ委託で実施している訪問型サービスＡは、１件当たりの単価が２，５５０円となっておりますが、こちらも介護報酬改定後の変更はございません。

次に、通所型サービスでは、市指定の事業者によって実施する旧介護予防通所介護相当の単位数が変更となりました。一月当たりの単位数ですと、週１回程度の利用では、従来の１，６７２単位から１，７９８単位に上がり、週２回程度利用では、従来の３，４２８単位から３，６２１単位に上がりました。これに伴い、緩和型でも週１回程度利用を従来の１，３３８単位から１，４３８単位へ、週２回程度利用を２，７４２単位から２，８９７単位へ引き上げました。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○１６番 伊藤裕一 議員 利用実績について詳細に答弁をいただきましたが、この実績から十分にサービスを提供できているとお考えなのか。あるいは、不足感があるのでさらに総合事業を増やしていきたいのか、見解をお示してください。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 昨年度の実績につきましては、先ほどの御答弁のとおりとなりますが、今年度から始まっております第９期計画においては、要支援認定者等の増加に併せ、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用者数が増加すると見込んでおります。しかしながら、現状では地域包括支援センター、こちらから聞き取ったところ、総合事業のサービス事業者が不足しているとは感じていないという声がありまして、現時点では、提供体制は確保されているものと考えております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○１６番 伊藤裕一 議員 続いて、３点目の質問です。

先ほどの答弁の中で単位という言葉が出てまいりました。例えば、１，０００単位なら約１万円というように単位数を１０倍するとおおよその介護報酬が算出できますが、さきの同僚議員の答弁にもありましたとおり、市区町村ごとに１級地から７級地、その他の８段階の地域区分が定められており、等級に応じた加算がございます。

地域区分は、公務員の地域手当に基づいて決定されるため、基本的には、都市部ほど等級や加算率が上がる傾向にあるのですが、本市は、本来の等級から引下げを行う経過措置を適用せず、船橋市や立川市、相模原市、神戸市等、名だたる大都市と同等の４級地に設定されており、１２％の加算があると先ほど答弁もあったところでございます。私は、柏市で訪問介護事業所を営しておりますが、柏市は６％加算の６級地でありまして、高水準の報酬設定の下、本市における介護事業が運営されていることによって事業所の持続可能性が高まっていることに敬意を表したいと思います。また、総合事業の不足感がないというのも、こういった高水準の報酬設定があるのかと想像するところであります。

このように介護事業は、基本的には国によって制度設計されているものの、自治体によって若干の差が生まれてくる側面があり、特に今後、生活援助から総合事業への移行が決まるとなった場合、自治体による事業環境の差が広がってくるということも想定されます。継続的に介護サービスを提供できる環境を整えるために自治体独自の介護事業所への支援策も重要になってくると考えるところでありますが、本市が行っている物価高騰対策補助金等の支援策の実績をお示してください。

さらに、介護求人応募の際、資格取得を求められることが多いことが新規人材参入の障壁となっていると想定されますが、柏市では、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）、実務者研修（旧ホームヘルパー１級）の受講料を補助する仕組みがございます。このような資格取得支援制度も検討の上、人材の裾野を広げることも有効な支援策と考えますが、導入のお考えはないか伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 介護報酬改定に伴い、訪問介護の基本報酬が引き下げられたことに対し、市が特段に行っている支援策はございませんが、さきの介護予防・日常生活支援総合事業の単位数に関して述べたとおり、総合事業の訪問型サービスを実施する市指定の事業者に対し、市では、旧介護予防訪問介護相当、緩和型ともに従来の一ヶ月当たりの単位数を変更せず据え置いております。

また、柏市において事業者に対し行っている資格取得のための研修費用の助成事業に類する牛久市の取組はございませんが、事業者向けの支援施策としまして、国からの財源を使った令和５年度牛久市物価高騰に対応するための医療機関、保育施設等、介護施設等及び障害者施設等への補助金を交付する事業を行っております。これは、市内に所在する医療機関、保育施設等、介護施設等及び障害者施設等に対し、物価高騰に伴う負担の軽減、事業継続と経営の安定化を図り、ひいては利用者の安定したサービス利用を保つために交付するもので、１事業当たり特別養護老人ホームや介護老人保健施設等へは５０万円、短期入所生活介護施設へは２０万円、通所介護事業者へは１０万円、訪問介護事業者へは７万円、居宅介護支援事業者へは３万円を交付することとしています。令和５年度中は全２回の交付を行い、令和５年７月に通知した第１回では、１０１事業所に対し１，５７６万円を、令和６年２月に通知した第２回では、１００事業所に対して１，５７３万円を交付いたしました。

今後、介護事業者へ市からどのような支援を行っていくかということに関しては、国が行う介護職員等処遇改善加算の拡充等、その動向を注視してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○１６番 伊藤裕一 議員 資格取得助成については、同僚議員の答弁で、優先順位を考える必要があるものの県への同助成制度の導入の要望を含め検討していくとの答弁がございました。今後もこれら支援策を検討いただきますよう提言をいたしまして一般質問を終了いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で１６番伊藤裕一議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は１５時５０分といたします。

午後３時４０分休憩

午後３時５０分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１、一般質問を継続いたします。

次に、２番伊藤知子議員。

〔２番伊藤知子議員登壇〕

○２番 伊藤知子 議員 改めまして、皆様、こんにちは。

本日最後の質問者となりました公明党の伊藤知子です。

通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、今定例会で同僚議員からも質問がありました牛久市庁舎の改善・建て替えの考えについてお伺いいたします。

牛久市ホームページの牛久の歩みを見ますと、現在の市庁舎は１９７４年８月に完成、本年でちょうど５０年を迎えます。施設の計画的な保全・改修、いわゆる施設の長寿命化を図ることや既存の建物の利活用という方法もありますが、今後、建て替えについても検討が必要と考えます。特に市庁舎といえば、市民の生活に関わる大きな課題となりますので、丁寧な取組を念頭に置いて質問してまいりたいと思います。

初めに、市においては、令和４年度予算の繰越事業で市役所本庁舎等の劣化診断を行い、この３月に委託事業者から報告書が提出されたと伺っております。どのような内容であったのかお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 庁舎劣化度調査は、庁舎の劣化状況の点検調査を行い、庁舎建て替え時期の検討資料とすることを目的に委託しました。その結果報告は、先般、議員の皆様概要でお示ししたとおりでございまして、建築後６０年での更新、庁舎建て替えの計画を検討する時期に来ているという内容でありました。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○２番 伊藤知子 議員 建築後６０年で更新ということは、今後１０年の間に建て替えを含め何らかの方策を講じるべき時期に来ていると理解をいたしました。

次に、先ほどの報告書でも触れられている庁舎の狭さについてお伺いいたします。

現在の市庁舎は、市制に移行する以前からの建物で、５０年の間に執務のスペースはかなり手狭になっております。本庁舎に収まり切らず各課の配置が分散していますが、内部の連絡などは問題なく行われているのか。また、業務に不便さはないのかなど、執務環境の現状と課題を伺います。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 劣化度調査で指摘された庁舎の課題の一つとして、狭隘化が挙げられております。狭隘化により執務室の分散化をせざるを得ず、教育委員会の移転により改善は見られましたが、まだ余裕のある執務環境とは言えない状態であります。教育委員会の移転後も市民サービスについては支障ないものと認識していますが、自治体内部の業務効率を目指す視点からは、さらに改善できる場所もあると感じています。よりよい市民サービス提供のため、よりよい執務環境、また、併せて心地よい来客用スペースの確保をできるよう今後とも改善を図ってまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 現市庁舎の建てられた当初の牛久市人口が2万7,000人台だったのに対し、現在は人口約8万4,000人規模となり、執務の部署は分散化されましたが、市民サービスを行う行政の施設としては、キャパオーバーであると言わざるを得ません。また、建物が老朽化すると、激甚化している災害に耐えられるのかと考えてしまいます。報告書では、行政庁舎に必要な耐震性は有しているが、余裕がない状況と伺いました。この報告を踏まえ、防災の観点からの課題はいかがでしょうか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 委託した劣化度調査において庁舎の耐震性能についての検討もされており、あくまでも予測より建物の劣化が進んでいたと仮定した場合の検討ではありますが、官庁施設の基準で求められている耐震性能の指標を上回っているが余裕のない結果であると報告がありました。議員御指摘のとおり、災害発生時、行政機能の確保、災害の情報収集・発信機能、災害対応の指揮機能など、建物が安全であることを前提とした庁舎に求められる機能は多岐にわたることから、今後の建物の経年劣化を考慮しますと、庁舎の耐震性能の補強方策を検討する必要があると考えるところでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 大規模な地震はいつ起こるか分からない、いつ起きてもおかしくない災害です。また、災害が発生した場合、司令塔となるのが市庁舎です。安全で機能的な庁舎は市民の利益にもなりますので、御検討よろしく願いいたします。

次に、施設建設には多額の費用を要します。報告書にも建て替え案がありますが、仮に建て替えるとした場合、どのぐらいの経費がかかり、その際の財源にはどのようなものが考えられるのでしょうか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 劣化度調査報告書において、庁舎建て替え費用の試算もされております。現在の庁舎と同じ規模のものを建設した場合を前提として、平成28年、総務省の試算ソフトを用い、設計や工事監理などの委託費用、解体撤去費用、建設に必要な土地購入費用などを含まない試算として2か年で約21億円と算出されましたが、近年の建築資材価格の高騰や人手不足による人件費の上昇などを考慮すると、工事発注時点での建築費用は、相当程度の上ぶれがあると考えております。

次に、庁舎の建て替えに要する費用の財源につきましては、活用可能な国等の補助金の検討をはじめ公共施設等総合管理基金の改正あるいは庁舎建設基金の創設、また、市債の活用を検討する上では、交付税措置がある市債の活用など財政状況を鑑みながら検討を進めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 ただいま建築費と財源の考えについてお示しいただき、承知いたしました。るる伺ってまいりましたが、今回の報告書を踏まえ、今後、市庁舎の建て替えを検討されていくのでしょうか、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 劣化度調査報告書において、庁舎を建て替えることは、耐震安全性の確保、老朽化の解消、分散化及び狭隘化の解消、最新設備機能の導入が可能であることなど、多くの面にメリットがあると示されました。報告書の結果を踏まえ、庁舎の抱える問題を解決する手段として建て替えを行うのか、今後、検討を進めてまいります。仮に庁舎建て替えを行う場合には、多額の予算措置が必要であり、牛久市において非常に重要な施設整備になるものと認識しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 建て替え、新庁舎建設となりますと、他市の事例を見ても、基本構想、基本計画、実施設計、建設工事など7年前後の時間を要しますので、ただいまの時期に質問をさせていただきます。

市庁舎は、市のシンボルとなる施設でもあります。牛久市にふさわしく、市民の皆様に愛される市庁舎であることが望まれますので、今後、建て替えについては十分に検討され、また、様々な声を聞いて議論を重ねることも必要であると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、大きく2番目の質問としまして、带状疱疹予防ワクチンの助成についてお伺いいたします。

昨年の令和5年第2回定例会と第3回定例会の2回にわたり、私の一般質問で带状疱疹対策としてワクチンの公費助成について質問をさせていただきました。その時点において、予防ワクチンの公費助成は、既に全国的に広がりを見せており、茨城県においては4自治体でしたが、1年経過した現在、全国で635自治体、県内でも13自治体が助成を実施、お隣の龍ケ崎市も今年4月から開始しております。この状況を踏まえた上で、本市の見解、今後の予定を伺わせていただきたいと思います。

なお、共有させていただきました資料は、議会中の参考資料としてのみ御利用ください。

それでは、質問に入ります。

新聞等の報道で茨城県内で助成を開始した自治体が増えていることを知り、私へも問合せが来ておりますが、市へ牛久市民から带状疱疹ワクチン公費助成の問合せや希望する声は、どのくらいあるのでしょうか。また、市民からの声に対してどのように答えていらっしゃるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 带状疱疹ワクチン助成に関する市民からのお問合せですが、シングリックスという带状疱疹不活化ワクチンが国内製造販売承認を取得した2018年3月当時は、マスメディア等で頻繁に取り上げられたこともあり、週当たりおおそ4から5件ほど寄せられておりましたが、今現在では、週1件ほどとなっております。問合せ時の市の対応といたしまし

ては、現時点では公費助成がないことをお伝えした上で任意接種の御案内をしております。あわせて、带状疱疹の発症には、免疫機能の低下が関連していることから、日常生活における留意点と発症した場合の対応についてお伝えしております。

带状疱疹の症状として、通常は体の左右どちらかに紅斑が帯状に広がり、その上に小さな水膨れが生じてきます。湿疹が現れたらできるだけ早く抗ウイルス薬による治療を受け、症状の緩和や合併症の軽減を目指すことが大切となります。これらの情報につきましては、市民の方に広く周知するため、電話や窓口での対応のほか、市ホームページ上に掲載しております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 問合せに対する御対応、ありがとうございます。带状疱疹の疾患周知によって市民の認識も定着し、問合せ件数も落ち着いてきているのではと考えます。引き続き最新の情報発信をよろしくお願いいたします。

次に、令和5年第3回定例会で、令和6年は、コロナワクチンと5種混合ワクチンの定期接種の整備もあり、国の動向を注視しながらワクチンの優先順位を考慮して検討していくと御答弁いただき、また、令和6年第1回定例会で新たな感染症対策RSウイルスワクチンの助成について質問をした際にも、带状疱疹ワクチンの助成と併せて検討していくとの御答弁をいただきました。

それでは、その後の御検討の結果を伺います。何か進展はありましたでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 带状疱疹ワクチンにつきましては、これまでも答弁してまいりましたとおり、公費助成に向けて予防接種全体での優先順位を考慮しつつ情報収集を続けております。具体的には、既に助成を開始している県内市町村に助成する対象者やその助成額、助成回数、生ワクチンと不活化ワクチンの接種対比及び接種率等の聞き取り調査を行っております。また、市内医療機関の带状疱疹ワクチンの任意接種料金についても調査しております。

現在、市の予防接種事業全体の効果等を評価検討する中で、今年度は、新型コロナウイルスワクチンと5種混合ワクチンの定期接種を整備する一方で、高齢者の肺炎球菌ワクチンの任意接種助成につきましては、接種率の向上により今年度をもって終了することといたしました。そのような中、带状疱疹ワクチンの助成につきましては、予防接種事業の中においては、優先順位として高い位置にありますが、市全体の事業として緊急性・重要性を考慮し、将来的な実現を目指してなお具体的に検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 具体的に検討との前向きな御答弁をいただき、期待をいたします。具体的にということで、後ほど予算についても触れていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次の質問です。

牛久市では、年間、带状疱疹が459名、带状疱疹後神経痛が93名、その医療費は2,700万円と推計されております。

では、牛久市の国保の带状疱疹の医療費はどのくらいでしょうか。また、带状疱疹の増加に伴

い、年々、医療費負担が増加していると推察いたします。牛久市ではどのくらい増えているのか確認していらっしゃいますか。例えば、平成30年頃と比べてどのくらい増えているのでしょうか。そして、本市としては、带状疱疹予防、医療費抑制をどうお考えでしょうか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 御質問の牛久市の国民健康保険における带状疱疹による医療給付状況につきましては、レセプトは1つの疾病ごとではなく1回の受診ごとで作成されるため、単独での医療費を抽出することは難しく、お示しすることができません。

一方、薬剤メーカーの疫学データによりますと、带状疱疹発症患者の1人当たりの年間平均医療費は4万2,638円、さらに、带状疱疹後神経痛となった場合は、12万7,079円と試算されております。

また、令和5年1月1日時点の牛久市の50歳以上の人口において障害罹患係数を基に患者数を割り出すと年間552人となり、医療費は50歳以上で2,745万8,000円、65歳以上で1,906万6,000円の見込みとなります。

带状疱疹を予防するために予防接種が有効であることは承知しております。医療費抑制を個人レベルで比較すれば、1人当たりの医療費4万2,638円と予防接種費用約4万4,000円、ほぼ同額ですが、痛みや後遺症の苦痛など生活の質の低下には、耐え難いものがあります。

一方で、带状疱疹は、免疫機能の低下により潜在するウイルスが活性化し発症することから、バランスのよい食事や適度な運動、睡眠など、生活を整えることも予防の一つになると考えております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 ただいまの御答弁で、国保の带状疱疹による医療給付状況が、レセプトによると1つの疾病ごとではなく1回の受診ごとに作成されるため、带状疱疹の医療費の抽出は難しくお示しできないとあり、よって、平成30年頃と比較してどのくらい増えているのかといった現状は、分からないとのことなんです。

それでは、再度質問させていただきます。

带状疱疹の予防についてのお考えもお示しいただきましたが、もし罹患した場合のことを考えてみますと、先ほど申し上げたとおり、牛久市では、毎年93人の带状疱疹後神経痛の患者が想定されます。带状疱疹後神経痛の専門施設はペインクリニックですが、牛久市のペインクリニックは何件ありますでしょうか。対応施設が整っていると言えるでしょうか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 現在、牛久市でペインクリニックとして外来を開設しているところは1か所のみであり、週2回の診療を行っております。市内の診療数としては、十分とは言えませんが、近隣では、阿見町2か所、つくば市6か所、土浦市で1か所存在しております。これらの情報につきましては、带状疱疹の病態、留意事項とともにホームページ等で市民に周知してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 御答弁により、牛久市のペインクリニックは1件であり、対応施設が十分ではないことが分かりました。このことから帯状疱疹に罹患しないことが重要です。そのためにワクチン接種が最も有効ですが、費用が高額なため接種を差し控えてしまう現状があります。帯状疱疹予防、医療費抑制のために公費助成が必要であると考えます。

それでは、実際、どのくらいの予算で公費助成が導入できるのか、シミュレーションの資料を提示させていただきました。接種費用の3割程度、不活化ワクチン6,000円、生ワクチン3,000円を助成した場合、不活化ワクチンと生ワクチンの接種比率は5対5と見込まれ、50歳以上の市民を対象とした場合に、1%の接種率で311万5,000円、3%の接種率で934万4,000円となります。そして、接種費用の半額程度、不活化ワクチン1万円、生ワクチン4,000円助成した場合の不活化ワクチンと生ワクチンの接種比率は7対3、これは、助成額が半額により高額な不活化ワクチンにも手が届きやすくなり、比率はこのように想定されます。同じく50歳以上の市民を対象とした場合に、1%の接種率で631万2,000円、3%の接種率で1,893万7,000円となります。ちなみに龍ケ崎市の帯状疱疹ワクチンの予算は、1,986万円と聞き及んでおります。予算規模についての御見解はいかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 帯状疱疹ワクチン公費助成につきましては、県内11か所の実施状況調査を基に、仮に対象者を50歳以上の4万2,389人、不活化ワクチンと生ワクチンの接種比率を6対4、全体接種率を1.5%とした場合、費用額は、およそ1,896万7,000円となります。他市町村の公費助成額は、不活化ワクチンで1回当たり4,000円から1万1,000円、生ワクチンで3,000円から4,000円と市町村によって異なりますが、仮に費用額の半分を助成した場合、948万3,500円となります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 執行部より本市の予算としての試算もお示しいただき、より具体的になったと感じます。実施に向け、さらに具体的な御検討をよろしくお願いいたします。

また、提示した資料のうち、帯状疱疹予防接種公費助成導入の状況というのを見ますと、助成額が半額以上の自治体は、生ワクチンが509自治体で85.5%、不活化ワクチンが476自治体で75.3%とあり、多くの自治体が半額助成を採用しております。これまでも述べさせていただいたとおり、疾患の予防対策として半額助成が望ましいと考えます。そして、市の施政方針として市長より健康長寿社会の実現を目指すことと示され、帯状疱疹予防は、その方針に沿ったものと考えます。帯状疱疹の認知度も上がっている中、接種を希望される市民の方が多くいらっしゃいます。

しかし、先ほども述べましたが、費用が高額なために接種の機会を逃している方がほとんどで、牛久市はまだなの、なぜ助成してくれないのかといった声が数多く寄せられております。茨城県内に公費助成を実施する自治体が広がっていることでますます市民の期待は高まり、待ち望んでおります。ぜひとも帯状疱疹ワクチン公費助成を実施していただけないでしょうか。執行部の御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 予防接種事業につきましては、今年度から新型コロナ予防接種が通常の定期接種体制に組み込まれ、現在、開始に向けて準備を進めており、今定例会の補正予算案で1億8,785万8,000円の増額計上をしているところです。可決いただいた場合、予防接種全体の歳出は4億4,000万円となり、歳入を差し引いても市の負担額は、3億円を超えることとなります。新型コロナ予防接種に関しましては、令和6年度については、国からの歳入はあるものの、次年度については未定となっております。

様々な疾病の出現によるいちごっこで、今後も予防接種に関する歳出は増え続けるものと考えられ、また、高額なシステム改修も必要となることから、任意接種に関して、特に費用対効果、優先順位等の整理が必要であると考えます。これらを念頭にこれまで継続して行ってきた23価高齢者肺炎球菌ワクチン任意接種助成を今年度で終了することも含め、計画的に進めております。帯状疱疹ワクチンにつきましては、機を見て助成開始ができるよう引き続き準備を継続してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 ただいまの御見解を伺い、再度質問させていただきます。

システム改修の経費がかかることや予防接種事業全体の予算の増加など承知いたしました。

しかしながら、この5月に全国632の自治体が公費助成を開始しており、これらの自治体は、なぜ国の定期接種化を待たずに助成を開始したと思われますか。また、機を見てとは、あまり前向きな御答弁とは感じられないのですが、検討中といえども実施可能はいつ頃と想定していらっしゃるのでしょうか。そして、現在、帯状疱疹ワクチンの助成は、予防接種事業の優先順位の何番目でしょうか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 市では、任意接種で公費負担を行うに当たっては、感染すると生命を脅かし、合併症や集団感染の可能性がある疾病の予防として有効である予防接種について、牛久市医師会と相談しながら公衆衛生上の必要性を見極め、助成の検討を進めております。

帯状疱疹は、集団感染の可能性は低いという面において緊急性は高くはありませんが、後遺症である帯状疱疹後神経痛は、発症部位によっては、失明や聴力低下、めまいなどにより今までどおりの生活が困難となる場合もあることから、発症予防に努めることは、大変意義のあることと認識しております。

他の自治体における助成は、この点に注目してのことであると考えられます。牛久市においても、現状において集団感染の可能性がある疾病に対する予防接種は、ほぼ実施できていることから、次は、個人免疫の目的である帯状疱疹について、優先順位は、高いものではありません。ただし、優先順位は、ワクチンごとにランクづけしているものではなく、各感染症の蔓延状況や個人に与える影響、ワクチンの接種状況など総合的に検討しているものとなります。

今後、市全体の緊急性や有効性の検討の中で優先すべき事業に位置づけられた場合において、速やかに実行できるよう引き続き準備してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 実施時期、優先順位は、明確な御答弁はいただけないものの、優先順位は高いとのことで了解をいたしました。

さて、せんだって、重ねてのワクチン公費助成を求める要望書を市長に提出させていただき、また、一般質問で带状疱疹対策を取り上げさせていただくのも、勇退されました公明党会派の先輩議員のときから通算して今回6回目であり、執行部におかれましては、これまで調査研究を重ねられ、带状疱疹ワクチン助成の必要性には御理解いただけているものと拝察いたします。

しかしながら、いまだ機を見てと言っているようでは、自身や身近な人が罹患してしまったら後悔するのではないのでしょうか。ぜひとも優先順位の1番に据えていただき、速やかに助成を開始していただきたいと重ねて要望しまして、最後の質問へと移らせていただきます。

令和6年第1回定例会において、若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書が採択され、提出されました。

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の乱用、依存や急性中毒が大きな社会問題となりつつあります。市販薬の過量服薬、いわゆるオーバードーズが原因と疑われる救急搬送が2018年から2020年にかけて2.3倍に増加したという報告や、精神科を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が2012年から2020年にかけて約6倍に増加したとのこと。また、国立精神神経医療研究センターの2020年調査において、薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物は、市販薬が全体の56.4%を占め、その後、2022年の調査結果では、65.2%とさらに増加傾向であり、高校生の60人に1人が、過去1年以内にオーバードーズの経験があるとの深刻な状況が明らかになりました。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待して、より過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡する事例も発生しています。

市販薬は、違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから乱用が発見されにくいという現実と同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もあります。このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、今後、市としてもオーバードーズへの対策が必要だと考えます。

そこで、本市としてのこの問題に対する取組や対応について伺ってまいりたいと思います。

まず初めに、本市における若者のオーバードーズの実態把握について伺います。

本市でのオーバードーズが原因と疑われる救急搬送やオーバードーズによる薬物依存、健康被害等で医療機関に受診や相談など、その件数や掌握されている事例についてお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 オーバードーズとは、処方薬や市販薬を、その用法や用量を守らずに意図的に過剰摂取してしまうことを指し、重篤な意識障害や健康被害などを引き起こすほか、最悪の場合、死に至るおそれもあります。摂取により高揚感が得られることで孤独や不安を抱え

る若者から思春期の低年齢層にまで多く広がっており、常用性や習慣性による薬物依存に発展することも多く、深刻な社会問題となっております。

市では、オーバードーズによる医療機関等への相談件数や事例については把握しておりませんが、県保健医療部及び牛久警察署の調査によりますと、オーバードーズが疑われる救急搬送人数は、茨城県、牛久消防署管内の順で、それぞれ令和2年が459人と14人、令和3年が448人と24人、令和4年が535人と20人、令和5年が557人と22人であり、県内では増加傾向にあり、うち女性が男性の2倍強となっております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 茨城県と本市におけるオーバードーズ由来の救急搬送についてお示しいただき、県内で増加傾向、本市においても3年前から20人台であること、全国と同様に女性の割合が多いことも分かりました。

次に、ゲートキーパーとして、薬局、ドラッグストアの役割は重要です。乱用のおそれのある市販薬について、若者が購入する際の販売方法やオーバードーズを防止するための対応について市が販売者へ要請すべきとする内容、また、オーバードーズの相談体制の構築など、市としてはどのように考えていらっしゃいますか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 国は、総合感冒薬、解熱鎮痛剤などの市販薬に含まれる中枢神経刺激作用があるメチルエフェドリンなど6つの成分を薬物乱用の対象として指定しています。医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条の2の規定により、販売店では、乱用のおそれのある医薬品の販売に際して3つの確認をすることが定められております。1つ、購入しようとする者が若年者である場合は、氏名及び年齢の確認。2つ、購入者または使用者について、他の薬局等での重複購入や他者からの譲り受け状況の有無。3つ、必要な量を超えて購入しようとする場合は、その理由。以上3点を確認した上で、適正な使用のために必要と認められる数量に限り販売することとされております。

しかしながら、個人がインターネット販売を含む複数の販売店から医薬品を購入することを防ぐことは困難です。県は、オーバードーズを含む薬物乱用に関して電話やファクス、メール、LINEで相談できる窓口を設置しております。また、児童・生徒に対しては、学校の養護教諭やスクールカウンセラーへの相談を案内しています。市は、それら相談窓口の周知を行うとともに、牛久薬剤師会とも連携を取りながらオーバードーズに対する適切な対応に結びつけていきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 御答弁いただきましたように、ネットでの購入や複数の販売店からの購入には課題が残りますが、販売者や行政、関係者らと構築された相談体制の下、相互に連携を取りながらオーバードーズへの適切な対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、オーバードーズの周知について伺います。

オーバードーズに対する普及・啓発、薬物乱用対策をさらに進めるため、ホームページやSNS等で市民に幅広く周知することや、さらに、ポスターやリーフレット等を薬局やドラッグストア、若者が集まるイベントなどでも活用してはと考えますが、いかがでしょうか。執行部の御見解を伺います。

○諸橋太郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 オーバードーズを含む薬物乱用防止の周知に関しましては、茨城県知事から委嘱を受けた茨城県薬物乱用防止指導員による啓発活動が推進されております。

牛久市の指導員は、牛久薬剤師会、龍ヶ崎地区保護司会牛久分区、牛久市更生保護女性会、民生委員児童委員協議会、牛久市青少年相談員連絡会からの御選出をいただき、総勢10名となっております。

指導員の取組内容といたしましては、昨年度は、うしくWaiワイまつりや東洋大学附属牛久中学校・高等学校での啓発資材の掲示や配布を通じて、麻薬、覚醒剤、大麻の乱用やオーバードーズ防止のための活動を行ったほか、指導員が市内小中学校、義務教育学校に出向いて児童・生徒、教職員を対象に講演を行い、薬物の危険性について正しく認識してもらうとともに、薬物には絶対手を出さないという強い意志を持ち続けられるよう働きかけを行いました。

また、本年7月には、市の保健センターにおいて、指導員でもある牛久薬剤師会の方を講師に迎え、薬についての健康講座を市主催で開催いたします。この中でオーバードーズについても御講話いただく予定となっております。

今後も、市は、指導員や牛久薬剤師会と連携を図りながら、市ホームページやSNSでの情報発信を含め、オーバードーズをはじめとする薬物乱用の防止に対する啓発活動に取り組んでまいります。

○諸橋太郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 今後もオーバードーズ防止のための周知、啓発活動に力を入れていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあると言われており、実際、通称トー横と呼ばれる一角に集まってくる10代を中心とした若者の中には、リストカットやオーバードーズといった自傷行為の経験者が多いとの報道もあります。

そこで、自分の命や他者への思いやりを育む教育が大事だと考えます。

また、本市の学校教育において薬物乱用防止に関する授業を行っていると聞きました。それはどのような内容でしょうか。

また、繰り返しの啓発として内容を更新し、追加授業を行ってはいかがでしょうか。

○諸橋太郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 小中学校では、保健体育や特別活動等の時間に学級担任や教科担任などが中心となって薬物乱用防止教室を開催しています。また、養護教諭や学校薬剤師、薬物乱用に詳しい専門家などを活用して、より専門的な立場から豊富な知識や経験に基づいた指導を仰ぐ学校もございます。

薬物乱用防止教室では、1回だけなら平気だよ、や、眠気が取れて勉強がはかどるよ、痩せられるよ、などの甘い誘惑に乗ってはいけないことを学習します。この教室の主たる狙いは、児童・生徒が、薬物乱用を始めることで心身の健康に大きな影響を及ぼさないようにすることです。

また、覚醒剤や大麻などの違法薬物の所持や使用が法律で禁止されていることや、たばこやアルコールに依存症の危険があることなどを学習します。

また、オーバードーズに関しては、昨年度より教科書に記載されている医薬品の使い方について詳しく学習しています。医薬品の効果が適正に現れるようにするためには、決められた飲み方や使い方、飲む量や使う量を正しく守って使うことの必要性を学習します。

また、薬物乱用に関する追加授業についてでございますが、保健体育の授業時数は、小学校5・6年次で年間8時間ずつ、中学校1・2・3年生で年間16時間ずつという限られた中で幅広い内容を学習しなければなりません。追加の授業を行えば、薬物乱用に関する教育効果は上がるかもしれませんが、現状では難しいと考えます。

これからも違法薬物の恐ろしさや医薬品の適正な使い方について分かりやすく指導してまいりたいと思います。

○諸橋太郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 薬物乱用防止に関する授業の内容や、追加授業については現状難しいということで理解をいたしました。

いずれにしても、薬物乱用の恐ろしさや誘いに乗らないことも含め、オーバードーズに対しては、自ら手に入れやすい市販薬ですので、今後も乱用に陥らないようしっかりと啓発を続けていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に移させていただきます。

オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけたときに、若者の居場所づくりは、重要な課題であると考えます。最近、市内で民間の運営による孤独・孤立を防ぐための高校生や若者を対象とした居場所のカフェもオープンしたと聞いております。このような事業所と連携・委託などをして居場所づくりの後押しとなる支援策を市としても検討していただければと考えますが、いかがでしょうか。執行部の御見解を伺います。

○諸橋太郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

孤独・孤立問題は、若者を含め社会構造の変化等により年々深刻化し、重要な課題であると認識しております。市では、これまで高齢者、子供、障害者及び生活困窮者などの支援に係る相談機関等と連携強化を図りつつ、定期的なカフェの開催や相談窓口のPR等を通じて、子供の貧困やひきこもり等の課題に対する取組を進めてまいりました。

また、本年5月の孤独・孤立対策強化月間には、国が実施するオンライン上の孤独・孤立対策イベントについてメールマガジンで広報いたしました。このイベントの参加状況につきましては、現在、内閣府で集計中とのことです。

一方で、若者の年齢層を対象にした包括的な制度、相談窓口がなく、居場所がない若者が自ら

の意思で相談や支援につながりづらい要因の一つとなっているものと認識しております。今後につきましては、日常生活の中での様々な場面で、誰かと緩やかにつながっているという環境づくりや、当事者や家族等が支援を求める声を上げやすい場の提供のため、分野横断かつ官民の垣根を越えた情報提供や包括的な相談支援体制の構築について検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 ただいま市長から御答弁いただきましたように、ぜひとも若者の居場所づくりへの支援、オーバードーズ防止への対策に力を入れていただき、薬物依存による健康被害から若者、市民を守れるよう取組をよろしくお願いいたします。そして、若者の政策が少ない現状でもあります。今後、若者の声を聞いて市政に反映させていただきたいと併せてお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で2番伊藤知子議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

午後4時43分延会